

第3日目（3月4日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。

これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程はお手元に配付いたしました議事日程第2号丸正のとおりいたします。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。本会議中の貴重なお時間をきょうもお借りするわけですが、大変恐縮でございますけれども、よろしく願いいたします。皆様のお手元のほうに第25号議案、それから第28号議案の丸正を配付させていただいております。そのほか、先般ご決定いただきました第5号議案 病院事業会計補正予算の関連資料、それと本日上程させていただいております第18号議案 職員の給与等に関する部分ですが、それに関する追加資料、ともにA4版1枚をお手元に配付させていただいております。

丸正の第25号議案、第28号議案につきましては、大変遺憾でございますが、条例制定をさせていただく議案でございますけれども、条例名に一部脱字がございました。第25号議案ですと、議案のほうの条例の部分、「設置に関する」というのが条例名の上から脱字をした部分を訂正し加えさせていただいたものでございますし、第28号議案につきましては、今度は議案の表題名の「保育事業等」というのが、国の法令に同じくする部分の内容でございますが、その部分が脱字となっております。初日に続いての不注意でまことに申しわけなく、それこそ面目次第もないところでございますが、差しかえのほど、何とぞよろしくお願いしたいと思います。

また、追加資料につきましては、第18号についてはこの後。審議の中で使用させていただきますのでご覧いただきたいと存じます。それではよろしく願いいたします。

○議 長 日程第1、第12号議案 平成27年度南魚沼市水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。それでは、第12号議案につきまして、提案理由を申し上げます。今予算の業務予定量は、前年度比較で給水人口、有収水量とも微減と見込みまして、収入の確保が依然厳しい中で危機管理体制の強化と財政健全化を念頭に、料金徴収業務の民間委託、老朽管更新事業等7,700メートル、緊急水源確保事業などを予定し編成いたしました。

収益的収支では、料金収入の一般会計繰入金ルール分などいずれも減少する中で、効率的

な業務運営と市民サービスの向上を目指しまして、上下水道料金徴収等業務委託経費を新規に計上いたしました。その他施設維持管理経費は例年並みで計上したところであります。

資本的収支では、支出において建設改良事業費として6億2,041万円、企業債元金償還金12億9,274万円などを計上し、収入では企業債、資本費平準化債で7億3,150万円、一般会計繰入ルール分1億2,369万円などで計上し、収入が支出に不足する額9億7,705万円は、損益勘定留保資金で補填するというところで調整をいたしました。

水道事業につきましては、施設更新事業、高料金など大きな課題を抱えておりますが、安全な水を安定的かつ継続的に供給できる強靱な水道の構築を目標に、今後も事業計画、財政計画等を定期的に検証、見直しを行い、効率的な事業運営に努めてまいりたいと思っております。

予算の概要につきましては、水道事業管理者に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは説明を申し上げます。初めに予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。1ページの2条であります。業務の予定量ということで記載があります。給水件数については平成27年度、2万3,492件ということで、昨年と比べて7件の減ということであります。給水人口が5万8,180人、それから、(2)の年間総給水量654万372立方ということで、いずれもこれにつきましては1%の減ということで見込んでおります。先ほど市長が申し上げましたが、主要な建設改良事業につきましては、6億2,041万円ということで予算を編成しているところでございます。

続きまして、3条、それからめくっていただきまして4条、5条につきましては、後ほど説明をしたいと思います。

3ページの第6条 一時借入金、それから第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条 議会の議決を経なければ流用することができない経費、並びに第9条 棚卸資産の購入限度額につきましては、記載のとおりとなっております。

それでは、6ページをお開きいただきたいと思っております。6ページであります。水道事業の予算の実施計画書ということであります。6ページの収益的収入及び支出であります。収入であります。料金収入につきましては平成26年度と比較をしまして、1%の減ということであります。一般会計の繰入金のルール分につきましては、前年比6.3%減で見込み、水道事業収益としましては前年比1.6%減の22億2,790万円で予算を編成しております。

支出であります。上下水道料金徴収業務の委託費というのを新規計上ということです。本年度につきましては8月からということになりますので、金額的には4,000万円ほどということで新規計上になります。その他、人件費及び事務費関係では、昨年比若干の減額で予算を見積もっております。その他、施設維持管理関係では例年並みということで、予算を編成しているところでございます。

収益的収入及び支出の収支では、消費税込みで1,700万円の利益を見込みますが、収入が

減少していく中で、施設管理維持経費につきましては増える一方ということで、次年度以降の水道事業の経営というのは、ますます厳しいものになるというふうに想定をしているところでございます。

引き続きまして7ページであります、資本的収入及び支出であります。収入につきましては、資本費平準化債が3億7,800万円を含めまして、企業債で7億3,150万円、一般会計繰入金のルール分であります、平成26年と比較しまして4.9%減の1億2,369万円を予定しているところでございます。

支出につきましては、老朽管の更新事業7,700メートルのほか、水尾地区であります、非常用水源の事業ということで1億5,420万円など、建設改良費で総額6億2,341万円を予算化しているところでございます。また、企業債の元金の償還のピーク、平成27年度が償還のピークでありまして、12億9,274万円を計上しました。

収支では9億7,705万円の収入不足を損益勘定留保資金で補填することで、資本的収支の予算を調整したところでございます。

8ページ以降であります、8ページから15ページまでが人件費の明細書ということでございまして、後ほどまた見ていただきたいと思います、昨年平成26年度と比べまして、人員が3名減ということで、14名で事業を進める予定をしております。

16ページをお開きいただきたいと思います。16ページが債務負担行為に関する調書ということで、これにつきましては去る12月議会で決定をいただきました債務負担行為の限度額3億3,480万円を当該年度以降の支払義務発生額とするものでございます。

17ページであります、平成26年度の予定損益計算書ということで、消費税抜きの数字になっております。まず、真ん中より少し上のところに営業利益というのがございまして、制度変更の影響によりまして1億1,694万円の損失となっております。営業外収益の一般会計繰入金や長期前受金等で損失補填をすることで、これも真ん中よりちょっと下になりますが、1億1,350万円の経常利益となっているものでございます。平成26年度の純利益に、制度変更によります資本剰余金から利益剰余金への振替額1億485万円を加えました平成26年度の未処分利益剰余金につきましては、11億1,549万円となるものでございます。

続きまして18ページ以降でございまして、18ページから20ページまでが平成26年度の予定の貸借対照表と、これにつきましても消費税抜きの数字となっております。

引き続き、21ページから23ページが平成27年度の予定の貸借対照表ということになっております、平成26年度と平成27年度の数値比較で説明をします、21ページをお開きいただきたいと思います。平成26年度との比較であります、有形、無形をあわせました固定資産で5億7,996万円の減、流動資産につきましては1,908万円の増ということになっておりまして、資産合計では5億6,087万円減の312億6,744万円となっております。

続きまして、22ページ、23ページをご覧いただきたいと思います、負債の部であります。固定負債では、企業債の残高が減ったというようなことで5億845万円ほど、流動負債では1,400万円ほど、それから繰延収益では1億6,342万円ほど減額ということになりまして、

負債では合計で6億8,588万円の減、資本の部であります、一般会計繰入金等によりまして資本金が1億2,369万円の増ということになりましたので、負債、資本の合計で5億6,087万円減の312億6,744万円ということになりまして、資産合計と一致をするものでございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。平成27年度のキャッシュ・フローの計算書でございますが、平成27年度中の資金繰りの状況を示すものとなっております、平成27年度中ということですが、資金が497万円ほど減る見込みということになりまして、資金の平成27年度の末の残高は、15億5,786万円ほどと見込んでいます。

続きまして25ページ、26ページでございますが、注記表ということでございますけれども、1番が重要な会計方針に係る事項に関する注記ということで(1)から、めぐりまして26ページの(4)まで、それぞれ記載のとおりとなっております。2番が予定貸借対照表等に関する注記ということで、(1)番としまして企業債の償還に係る一般会計からの負担ということですが、平成25年度末が5億4,004万円から、平成26年のルール分1億2,963万円を差し引いた平成26年度末につきましては、ここに記載のとおりとなっております4億1,041万円、それから平成27年度分のルール分1億2,285万円を引いた平成27年度末につきましては、2億8,755万円の見込みとなっております。

28ページ以降につきましては、実施計画明細書ですので、後ほど参考に見ていただきたいというふうに思います。説明は以上で終わります。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 企業管理者にお伺いいたしますが、まずは貸借対照表。18ページに平成27年3月31日で現金及び預金15億6,284万円、めぐっていただきまして21ページ、平成28年3月31日で現金及び預金が15億5,787万円と、こう記載されているわけです。内部留保金についてはいろいろと議論があったわけでありましてけれども、この部分を使って料金を下げるといふようなところを、この平成27年度については考えなかったのかどうかというところをまずお伺いをします。

それから2つ目は、水道料金16億円ほどでありますけれども、これでいえば企業債返済が大体とんとんになると。そうすると、営業費用の18億円は全く出ないというような状況のこの構図が変わっていない。先ほど説明されましたけれども、今後とも厳しい企業経営が続くであろうという部分でありました。その一般会計の繰入金が、特に高料金対策でありますけれども、製造原価が下がってきているということに合わせてかなり下がってくるということは予想されます。けれども、今年度はその繰入金を、減らされたというわけではないですけれども、ルールに乗っていますが、そういう中で非常に苦しい予算だというふうに思っております。この営業費用についてさらに努力をして下げられるというふうなお考えがあるのかどうかちょっとお聞きをしたい。

それに合わせまして、要は150万トンといわれている漏水であります。この部分をいかに

して料金として、収益としてあげられるかどうかということが、前々から言われてきているわけであります。有収率を上げようということでありましたけれども、この 150 万トンの漏水対策に、平成 27 年度はどのように取り組まれるのかということをお聞きします。

最後にはいよいよ緊急水源の本格的使用に向けてということで、水尾地区でポンプ場用地の取得に入るということでありました。水道ビジョンで示されておりましたけれども、老朽施設の更新の全体像という中で、この緊急水源はどうなのかというような議論もあったかたと思います。しかしながら、結論らしきものが見えていない中で、こういうふうにいよいよ緊急水源の本格使用に向けての動きを始めるということは、全体像としてでき上がったのだらうと。老朽水道更新計画でありましたが、全体像としてでき上がったのだらうなというふうに思っていますけれども、その辺の全体像についてお考えを伺います。以上であります。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 現金・預金を使つての料金の値下げができないかというようなお話であります。確かに今現在の留保資金ということでいえば 16 億円ほどありますので、その 16 億円を有効に使っていくということは、1 つの料金を下げる手段だらうというふうに思って、内部でもずっとそのことについては検討を今、進めているところであります。けれども、なかなか料金を 100 円下げるのに数千万円のお金が必要だというようなことであります。10 円、20 円下げても余り値下げ感がないというような中で、やはり料金を下げるには少なくとも 100 円、200 円というようなことで下げていかないと市民になかなか理解をいただけないのではないかとことです。今の段階ではもう少し、料金を下げるのは様子をみたいというふうに思っているところであります。

それからもう 1 つの要因としましては、先ほど指摘もありましたけれどもルール分ですね、一般会計からのルール分が平成 30 年にはもうなくなってしまうというようなことを見据えますと、それともう 1 つは平準化債を今、平成 25 年から使っているわけですが、その平準化債につきましても、平成 31 年、32 年ごろでほぼもうなくなってしまうというようなことをあわせますと、収入の見込みがこの先は余り出てこないというようなことであります。今の段階ですぐこの内部留保資金の 16 億円のお金を使って料金を下げるというのは、もう少し今の水道事業の内容をしっかりと把握をしてからではないとまだ早いのかなと。いずれにしても一、二年の間にきちんとした方向性は示していきたいというふうに思っておりますので、もう少しお待ちをいただきたいと思っております。

それから、料金というようなお話がありました。営業費用の削減ができないのかというようなことでありますけれども、そういったことを目標にしまして、上下水道料金の民間委託というようなことを始めたことであります。もう 1 点は営業費用をとにかく下げていくには、今の浄水場をそのまま維持をしていくということでは、ほとんど下がる見込みがないということでもありますので、できるだけ今の浄水場を縮小、あるいは最終的には廃止ができれば一番いいのかとは思っています。そういう方向性がないと営業費用を大きく下げるということにはちょっと見込めないというふうに思っております。

それから、漏水の関係でありますけれども、今、水道の全部の排水量としましては、800トンぐらいです。有収水量が650万トンですから、残りの150万トンはほとんど漏水というような格好になるわけですが、今の浄水場の水を使っている限り、漏水の修繕をしてもそれがすぐ料金の収入に結びついていかないということがあります。今まで漏水については、はっきりと破れて噴き出しているところについては当然のことながら修理はしますけれども、我々のほうでもって全ての660キロぐらいの水道管が市内に布設をされておりますが、そこを全部、漏水箇所を調べていくということは、今まで余り積極的にはやってこなかったというのが実態であります。今後、最終的に浄水場を縮小、あるいは廃止をしていくということになると、水量がぎりぎりのところでの水量の排水量になりますので、何とか今のうちに漏水を修理していくと。それでこの150万トンの漏水の量を少なくしていくという方向を打ち出したいということで、昨年あたりから漏水の調査を始めております。本年度も引き続き、漏水の調査をしていきたいということで予定をしているところであります。

それから、緊急水源の関係でありますけれども、緊急水源につきましては、今年度、平成26年度に今の水道資産管理計画と申しますか、アセットマネジメントの委託をしております、その中で既にもう、現在の法定の耐用年数の1.5倍の耐用年数で見たとしても、既に年数が過ぎていく老朽化資産が、水道管、それから浄水場関係で85億円ですので、構造物、設備の固定資産が242億円ほどありますけれども、その中の全体の242億円のうちの35%が85億円になるわけですが、それがもう既に法定耐用年数を過ぎていく。さらに法定耐用年数の1.5倍を超えるような資産につきましては、242億円のうちの12%、約29億円あるということで、この法定耐用年数の1.5倍を超えている資産の29億円はもうすぐにでも、多分修理とか施設の更新が必要な資産になっております。

先ほどもちょっと申し上げましたが、こういったことを考えあわせていくと、今すぐ内部留保資金がいっぱいあるからといって、料金の値下げだとかというようなところにはなかなか結びつかないのかなど。今の段階ではこの29億円、法定耐用年数の1.5倍を超える資産の、29億円の施設の更新、これをどうやって事業計画の中に入れていくのかということが、今一番大きな問題になっているところであります。

○議 長 大綱の質疑ですので、そういう中での回答もお願いします。

○水道事業管理者 はい、済みません——ということで、緊急水源についてはおおまかに、とにかく緊急水源を整備しなければ、営業費用は縮減しないというような方向は出ていますので、できれば我々はそちらの方向に向かって今、進みたいということでありますし、水尾の水源につきましては、平成23年の水害時に市内の3分の1でもって水が送れなかったというような状況がありましたので、そういった面でも必要な水源だということで整備をするものであります。以上です。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 8ページの給与明細についてと、絡めながら聞いてみたいのですけれど、先ほど徴収業務を委託するということがあったわけです。その経費が4,000万円かかるとい

うので、私は、その部分の経費削減というのはどこにくるのかと思ったら、こういう人件費削減になるから、単純に言えば17人が14人になるので3名減になって、経費が削減されるのだと思って見てみたら、経費は全然、給与の総額は逆に上がっているわけです。私、委託するのはすごくいいと思うのです。だけど、委託してどこが安くなるか、何が安くなるかという説明をいただきたい。あと、こういうふうになると、例えば片一方では経営努力をしているのだらうと思いますけれど、本当にそれがただ4,000万円の経営努力につながっているかどうか、市民としてはわからなくなるわけです。こういうわかりづらい方法だと私は、いくら努力している、努力していると言っても市民には伝わりづらいと思いますので、そのところの視点を1つと。

あと、せっかくなので。例えば給与費というのはもう総額の何%とか、大体総額を決めておいて——これでいけば幾らがいいのかわからないです。毎年例えば1億4,000万円で、もうこれで年々カットしていくんだよというふうなことで、本庁のほうと交渉していくとかそういうほうがいいのではないのかという思いがあるのです。

今回のこれなんて、逆に人のやりとりで多分ばんと上がったというのがありますけれども、そういうふうにして目に見える努力という——うちら企業になると、経費をどうやって削減していくかというふうになります。けれど、これを見ると、おお、というふうなので、そのことも踏まえて回答をいただけるとありがたいです。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 給与費の明細書の8ページの数字で、本年度の数字と前年度の数字の比較ということだらうと思っておりますけれども、これは大変申しわけなくて、私のほうで先ほど説明すればよかったです、前年度の数字で、合計で1億3,528万円というような数字になっています。これは前年度に制度改正がありまして、それで給与の引当金だとか、そういったものが——本当に必要な人件費と、引当金というのが、平成26年度から予算に上げられたわけですが、その引当金の部分がこの中には入っていない数字です。まことに申しわけなかったのですが、実際は前年度にその引当金の分を入れますと、前年度の数字が1億7,653万7,000円という格好になりまして、それと本年度の1億4,721万2,000円を比較しますと、約2,900万円ほど人件費については実質的には削減になるということです。この8ページの表からはそれが全く見えてこないのですが、本年度の人件費については、引当金が入っている、それから前年度の数字については引当金が入っていないというようなことで、こういうふうな比較の数字になっております。これについてはまことに申しわけなく思っておりますが、そういったことでちょっとご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、人件費をある程度一定の数字の中でというようなお話ですが、これは多分、今、水道事業のほうで職員を採用するということであればそういったこともある程度はできるのだらうとは思いますが。けれども、要は本庁のほうとの職員の入れかえがありますので、水道で人件費を抑えて、また本庁に戻った場合には人件費が上がるとかというそういったことはちょっと今の状況の中ではできません。ですので、人件費をある程度一定の枠内に収めると

いうことについては、もう本当に年齢のいった職員を水道課によこさないで、若い職員だけで回せるのであれば、ある程度そういったこともできるのでしょうけれども、なかなかそれだとうまく水道事業が回らないということがあります。今の段階ではちょっと難しい話かなというふうに思っております。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 説明はわかりました。あと、誤解してほしくないのが、水道企業で採用してなんていうことを言っているわけではないのです。若い人たちで回すというか、総額を決めてその範囲内でやっていくという後半のことを言っていたので、それを研究していただければというのと、あとは委託のほう。委託がことしの6月から4,000万円かかるけれど——年間だと4,800万円になる。それが例えば今後6,000万円経費がかかりますけれど、これだけ経費が削減できるよというほかの部分のところの説明もいただけるとありがたいです。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 前段の人件費の部分はわかりましたので、そういったことで水道事業のほうと一般会計のほうでまた話合いをしてみたいというふうに思っています。

それから、後半の委託の話であります。委託については今回は8月からということで、予算は4,000万円。1年間ですと大体6,000万円ぐらいというような格好になります。従前の方法でやるのと、委託をするのとの比較ですと、大体今回で600万円ぐらいの削減。さらに平成28年には人員をもう1人減らそうということで一応予定をしていますので、その人件費が大体1人、平均だと600万円から700万円ぐらいだというふうに思っています。今回の削減の600万円プラス人件費をもう1人減らすということになりますと、1,000万円以上の削減にはなるだろうというふうに見込んでいます。

○議 長 18番・岡村雅夫君

○岡村雅夫君 若干かぶりますけれども、今ほどの緊急水源の投資とか、あるいは老朽化がもう既に始まっていて、これも更新をしていかなければならない状態という中で、水道料を下げるのはもう少し待ってくれということです。けれども、私はもう少し、もう少しという状況は、先にいけばいくほど無理だというふうに思っているのです。問題は水道料をこれでいいのかどうかと、料金をこれでいいのかどうかという議論から入らないと、いろいろな案が出てこないと思うのです。

そういう感じで検討していないので、いろいろの緊急水源だったり、1億だの、何億だのといってやらなければならないからやるというような形になっていくのであって、水尾の水は非常にきれいで即使えるなんて話でいけば、そのまま使えるのかというように私は感じたのです。そういう希望を持たせて、水尾だけで1億5,000万円もかかるということになると、これはちょっと、前段もう下げて始まるよりしょうがないような気がするのですけれども、どうということですか。

そうしていて財政計画をきちんと練らないと、もう市民は耐えきれないと。集めているの

だから耐えきれないわけではないと、こういう論になるかと思うのですけれども、そうではなくてここで何ができるのか、何をしなければならないのかという発想がなければならないと思うのですが、どうですか。

○議 長 市長。

○市 長 水道料金が高いということは十分承知をお互いにしているわけでありましてけれども、今、岡村さんがおっしゃったようなことをすぐやるということになりますと、これはもう企業会計を全く逸脱して、一般会計で全部それを補填しなさいよと、こういうことになるわけですね。その一般会計で全部補填するということをやったとすると、その部分は結局市民に、いろいろの福祉やそういうものとして還元できないわけです。還元といいますか、その部分は億単位で減るわけですから。ですので、今、高いのは十分承知していますけれども、留保資金の活用とかいろいろの話も出ていますが、それらはやはり起債残高のピークを迎えるとか、いろいろの中で調整をしていかなければならないわけです。

今までも、あなたはいつも下げろ、下げろということを——下げていますよ。ちゃんと福祉減免とかそういう皆さんにはやっているわけですから、そういう努力も少しは議会として、議会としてというより議員として理解いただかないと。何でも構わないのではないのです。本当にぎりぎりの範囲の中で、そういうことはやっている。消費税だってことは上げていないわけですから、あれは3%値下げですよ。そういうことをもうちょっと理解していただかないと、ただ単に頭から下げろ、下げろという議論だけでは、それはなかなか議論にならないということでもあります。

やはり、企業会計という、ここを逸脱するというのであればもう一般会計の中に入れて、特別会計のほうがいいですよ、そうなれば。企業でやっている必要がないのですから。けれどもこれは企業会計ですから、その企業会計ということをきちんと逸脱しない程度の範囲でやはり努力をしていくと。先ほど、維持管理といいますか料金徴収のことも、結果としてそれが経費の節減につながっていくので、そういうことも採用させていただこうとか、いろいろあらん限りの知恵を絞ってやっているということでもあります。

水が、使用料がどんどん増えればほとんど問題はないわけです。今はそういう状況ではないけれども、少しずつ増える部分は増える部分として見込めるところもありますが、それが即、料金の低減につながるほど大量かといわれれば、そうではないわけでありまして、そういう議論は議論として下げるための努力は常にしているということは、ご理解いただきたいと思っております。

○議 長 18番・岡村雅夫君

○岡村雅夫君 現に水道料金、あるいは配水量が減っているのです。これはいろいろな原因があるかと思うのですけれども、収入がどんどん落ちていくのですから、構わないでいても大変な事態が起きることは確かなのです。ですから、その努力はしている、していなとかそういう問題ではなくて、水道料をきちんと節約しなければ家計がもたないような状況もあるのではないかと、実際私のうちもそうですよ。水道を出しっぱなしで歯をみがくなど、い

つとも言われます。今まではそういうふうに気をとめなかった部分というのは、そういうふうになっているわけでありまして。やはり配水量も減っているということは、収入が減ってきている。減ってきている中で計画をきちんとしていかないと、水道料を設定してやるというのも1つの案ではないかということをおし上げています。そうする中で、こういった委託の方法があるとか、あるいは人的配置がどうだとか、そういうこともやはりきちんとなっていくのではないかとということでどういう検討をされているかと、こういうことなのです。

待ってくれ、待ってくれというのは、きりがありません。景気がよくなればいいですよ。右肩上がりになって収入が増えていく時代であればいいけれども、それはもう否めない事実なので、それを2,400何がしですべてきているわけですから。これを――福祉減免については評価を我々はしていますけれども、そうではなくて一般の方々も大変な重荷になっているというふうに捉えて、私は計画をすべきだというふうには考えています。その年数なんかもきちんと言えらるぐらいの当初計画を示していただきたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 議員がおっしゃることは十分我々も理解しているわけでありまして、ですので、所得の低い方については何とか対応していこうとか、消費税も上げないで何とか吸収していこうとか、いろいろ考えているわけでありまして。節水は余裕がないにかかわらず、ある程度していただくということは当然でありますけれども、料金を、ではいつごろ下げられるのだという部分については、先ほど管理者が述べていますように、もう1年か2年、きちんと思通しができれば、下げられるのか、下げられないのかも含めて、調整していかなくてはならないわけでありまして。

私が、任期中にはきちんとした方向は出していきたいということは、常々申し上げているとおりでありますので、今の任期はそう長いことではもうありませんから、2年切りましたので、今の任期は。そういうことで、市民の皆さん方にある程度方向性を見せていかなくてはならないと、このことは十分今心得ているところでありますので、もう少しご理解をいただきたい。もう少しお待ちいただきたい。できれば平成27年度が終わるころ、では本当にどうできるのだ、どうするのだということも含めてやっていかなければならないという気はしていますけれども、これは管理者とまたよく打合せをさせていただきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。ただいま議題となっております第12号議案は、産業建設委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第2、第13号議案 平成27年度南魚沼市病院事業会計予算を議題といたします。

本案の提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 13号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成27年度病院事業会計予算は、平成27年6月1日に魚沼基幹病院が開院し、平成27年11月1日に市立病院再編

によりまして、南魚沼市民病院と新ゆきぐに大和病院の2つの市立病院が開院となることから、医療再編移行段階4月から5月、6月から10月と、それから11月以降、これにおいて各段階の収支を見積もりながら、あわせて医師をはじめ医療スタッフの確保に鋭意努めながら、医療再編移行年度に当たって、市民の皆様可能な限り安定した医療を提供することを目標に再編させていただいております。

予算全体といたしますと、大和病院事業では、魚沼基幹病院の駐車場整備に係る建物の一部を取り壊す費用と、医療機能の縮小によります収支の見積もり、それとともに機能縮小に伴う小規模な改修費用を計上しております。開院初年度となります市民病院事業では、開院後2か月は診療報酬による現金収入が見込めないことから、その期間に対応する支出は一時借入金で対応し、外構整備、あるいは医療機器の移設、患者移送などの開院準備にかかる初期費用は、県へ売却した土地売却収入の一部を充当することで編成をさせていただきました。

また、市民病院の整備が実質的に最終年度に当たることから、資本的支出では建設に係る経費と、開院時から必要となる医療機器購入経費を計上しております。

収益的収支につきましては、大和病院事業では収入において医業収益と介護保険収益の合計25億3,527万円に、医業外収益等を加えた総額32億4万円としました。支出では、医業費用29億1,282万円、医業外費用等を加えた総額を29億7,275万円とし、差し引き2億2,728万円の黒字額を計上するものであります。

市民病院事業では、収入において、医業収益と介護保険収益の合計12億2,821万円に、医業外収益等を加えた総額を13億1,841万円とし、支出では医業費用13億2,013万円に医業外費用を加えた総額を15億722万円としまして、差し引きで1億8,931万円の赤字額を計上するものであります。なお、病院事業全体では3,797万円の黒字額の予算として編成をさせていただきました。

次に資本的収支であります。大和病院事業の収入では、医療機器購入及び建物の除却に係る企業債と土地売却代金等で、総額1億7,973万円を計上し、支出では医療機器購入費と企業債償還金、これを1億3,439万円と見積もりまして、差し引きで4,534万円の黒字額を計上するものであります。

市民病院事業の収入では、企業債18億4,230万円及び一般会計からの繰入金7億6,339円で、総額26億569万円を計上させていただきました。支出では市民病院の整備委託等に係る経費及び企業債償還金を27億634万円で見積もりまして、差し引きで1億65万円の赤字を計上するものであります。

資本的収支における病院事業全体として生ずる不足額5,531万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしたいものであります。

大体概要を述べましたけれども、もう少し詳しい概要につきまして大和病院事務部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは概要説明を申し上げます。申しわけありません、差しかえ

になりましたが丸正の議案をお願いいたします。今回の予算につきましては、医療再編移行年の予算となりますので、申しわけありませんが少し長くなりますけれどもよろしくをお願いいたします。

先ほどの市長の説明にもありましたように、平成 27 年度から 2 つの市立病院を運営することとなりますので、大和病院事業と市民病院事業に分けて収支を見積もっております。1 ページをご覧くださいと思います。第 2 条 業務の予定量についてであります。病床数につきましては、大和病院事業は 4 月から 10 月まで、一般病床 161 床、療養病床は 38 床、合計 199 床で運営し、11 月以降は一般病床 40 床での運営といたします。11 月 1 日に開院します市民病院事業は、一般病床 140 床での運営とすることといたします。年間患者数につきましては、年度途中の病床数変更と診療科の変更から、大和病院事業は入院患者数を 4 月から 10 月まで 1 日当たり 169 人、3 万 6,200 人、11 月以降、1 日当たり 36 人、5,500 人、合計で 4 万 1,700 人、外来患者数は 4 月から 10 月まで、診療日数を 171 日、1 日当たり 516 人、8 万 8,300 人、11 月以降は診療日数を 113 日、1 日当たり 184 人で 2 万 750 人とし、合計で 10 万 9,050 人を見込みました。11 月以降の市民病院事業では、入院患者数を 1 日当たり 119 人で 1 万 7,970 人、外来患者数は診療日数を 99 日、1 日当たり 470 人で 4 万 6,530 人を見込みました。

第 3 条 収益的収入及び支出、第 4 条 資本的収入及び支出につきましては、実施計画で説明いたします。5 ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出について説明をいたします。収入におきましては、1 款大和病院事業収益では、11 月 1 日から診療機能が縮小されることから、前年度比 18.5%減の 32 億 4,000 万円を計上いたしました。1 項医業収益は、前年度比 28.9%減の 25 億 3,000 万円、2 項介護保険収益は前年度比 32.8%減の 3,523 万円とし、3 項医業外収益は前年度比 6.9%減の 3 億 3,379 万円としております。医業外収益の主な減額の内容としましては、2 目他会計補助金が前年度比 4.6%減の 2 億 7,263 万円、4 目長期前受金戻入——これは会計制度によって前年度に新設されたものですが、13.9%減の 3,442 万円となっております。

また、4 項特別利益は土地売却——基幹病院の用地になるのですが、固定資産売却益、簿価との差になりますが 3 億 3,098 万円を計上しております。2 款市民病院事業収益は、11 月 1 日以降の収益計上となり、総額 13 億 1,841 万円を計上いたしました。1 項医業収益は第 2 条の業務の予定量から 12 億 1,688 万円とし、2 項介護保険収益は市民病院で訪問看護ステーションを運営することとなりますので、1,133 万円を計上しております。3 項医業外収益は 9,019 万円で、そのうち 2 目の他会計補助金を 8,477 万円計上しております。

6 ページをご覧ください。次に支出についてであります。1 款大和病院事業費用では医療再編に伴い、前年度比 30.6%減の 29 億 7,275 万円を計上いたしました。1 項医業費用は、1 目給与費で医療再編移行段階の職員計画に基づきまして、前年度比 28.6%減の 17 億 6,701 万円としました。材料費、経費については、4 月から 5 月、6 月から 10 月まで、それから 11 月以降とそれぞれに分けて見積もっております。2 目材料費は、前年度 35.8%減の 4 億

1,087万円、3目経費は前年度比16.0%減の5億303万円を計上しております。4目減価償却費は、市民病院へ移設する医療器械、MRIあるいは透析器械などですが、これらもあることから前年度比14.9%減の1億4,217万円、5目資産減耗費は建物の一部取り壊しを予定しておりますので7,850万円増の8,150万円を計上しております。2項医業外費用では、市立六日町病院の運営費として3,000万円を一般会計へ繰り出すということで、前年度比2,725万円増の5,792万円を計上いたしました。3項特別損失は平成26年度には会計制度改正に伴う過年度分退職給付引当金等が計上しておりましたので、平成27年度はそれがなくなりますので3億5,587万円減となっております。

2款市民病院事業費用では、11月以降に発生する経費として15億772万円を計上いたしました。1目給与費は7億9,980万円、2目材料費は1億8,220万円、3目経費は2億8,329万円、4目減価償却費は先ほどのMRI、透析機器等大和病院から移設される医療機器分も含めまして5,107万円を計上しております。2目医業外費用は控除対象外消費税1億6,024万円を含み、1億8,555万円を計上しております。収益的収支は、大和病院事業では差し引き2億2,728万円の黒字となり、市民病院事業では差し引き1億8,931万円の赤字となりますが、病院事業全体では3,797万円の黒字との予算編成でございます。

7ページをご覧ください。資本的収入及び支出についてであります。まず収入において1款大和病院事業資本的収入は、一部建物取り壊しがありますので、それによりかかります企業債も含めて、1目企業債に9,520万円を計上し、2項繰入金はルール分として6,573万円、3項固定資産売却代金として土地売却の簿価分ですが1,880万円、総額で1億7,973万円を計上いたしております。

2款市民病院事業資本的収入では、市民病院整備にかかる企業債も含めまして、1項企業債18億4,230万円、2項繰入金に一般会計からの繰入金7億6,339万円を計上し、総額を26億569万円といたしました。次に支出についてであります。1款大和病院事業資本的支出では、1建設改良費3目の医療器械購入費に1,600万円、2項企業債償還金に平成26年度の新規部分を含めまして、前年度比49.3%増の1億1,839万円を計上し、総額を1億3,439万円といたしました。

2款の市民病院事業資本的支出では、1項建設改良費1目建設工事費に市民病院整備委託、市民病院開設に係る職員人件費等15億9,897万円、2目土地購入費に市民病院用地購入費3億187万円、3目医療器械等購入費7億5,934万円、2項企業債償還金4,065万円をそれぞれ計上し、総額を27億634万円といたしました。

資本的収支では、大和病院事業では差し引き4,534万円の黒字、市民病院事業では差し引き1億65万円の赤字となりますが、病院事業全体では差し引きで5,531万円の不足となります。この不足につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填をするものであります。

8ページから15ページは給与費の明細書となっております。平成27年4月1日における損益勘定支弁職員は、病院事業運営委員9人、大和病院職員235人、資本勘定支弁職員は、市民病院事業で4人を見込んでおります。詳細については省略をさせていただきますが、医

療再編におけます段階的な職員数の増減を見込んでおります。

16 ページをお願いいたします。継続費に関する調書ですが、平成 26 年度中に予定している新市立病院整備事業に遅れがありましたので、平成 26 年度通次繰越額を 15 億 7,812 万円とし、3 年間の年割額の合計を 52 億円とさせていただきました。

17 ページをお願いいたします。平成 26 年度の決算見込みによります損益計算書です。期末決算において、いずれも現金支出を伴わない費用であります。病院整備に係る控除対象外消費税を雑支出、それから会計制度に伴う新規計上が必要となった退職給付引当金等を特別損失に見込まなければならないことがありましたので、7 億 4,408 万円の純損失となります。平成 26 年度未処理欠損金を 18 億 6,297 万円とするものでございます。

18 ページ、19 ページをご覧ください。平成 26 年度決算見込みによる予定貸借対照表であります。資産の合計と負債と資本の合計は、それぞれ 48 億 1,764 万円で一致をしております。

20 ページ、21 ページをお願いいたします。平成 27 年度の予定貸借対照表ということで、大和病院事業と市民病院事業を合わせた平成 27 年度末を見込んだ額で計上しております。それぞれ資産合計、負債資本合計はともに 79 億 8,818 万円となっております。

22 ページをお願いいたします。平成 26 年度の予算から義務づけられましたキャッシュ・フローの計算書でありまして、年度中の資金繰りの状況を示すものであります。期末の資金残高は 10 億 3,206 万円を見込んでおります。

23 ページ、24 ページは注記表、25 ページ以降は収益的収支及び資本的収支の実施計画明細書となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

3 ページにお戻りをいただきまして、第 5 条の企業債についてであります。記載のとおりでございます。第 6 条 一時借入金の限度額は、収入日と支出日のタイミングのずれを勘案しまして、大和病院事業分を 6 億円、市民病院事業分を、7 億円を上限としまして合計で 13 億円としたものでございます。第 7 条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、給与費につきましては、平成 27 年 11 月 1 日からの 2 つの病院を運営することになりますので、それまでの医療再編段階ごとの職員数を計算し、積算した額の合計で 25 億 9,257 万円と定めるものでございます。第 8 条はたな卸資産購入限度額、役員費、診療材料費、燃料費のうち、これは灯油になりますが、2 つの病院の合計でございます。第 9 条 重要な資産の取得及び処分につきましては、(1) 市民病院用地として土地を取得するもの、(2) 基幹病院建設用地として大和病院用地を売却するもので、数量は記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○議 長 質疑を行います。

6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2 点。一時借入金につきましては市長の提案理由の説明の中で、相当額が増えている理由がわかりましたので、詳細な部分はまた委員会のほうで聞いていただきまして、ここは理解できますのでこれは質問しようと思いましたが飛ばします。1 点目です

けれども、考え方といいますかをちょっと確認したいのですが、6月から11月までの間に市民市立病院が暫定的にできますけれども、それは一般会計で対応するという事です。実際に一般会計で対応しますので予算的にはそちらのほうに主に出てくると思うので、それはそこで聞きます。ただ、実質的には医療スタッフが出向いて病院運営をするわけですので、それに係る費用、その分が一般会計繰入金になるのか、例えば業務委託料になるのか、そこら辺で多分入っていると思います。けれども、こう見た限り平成27年度の実施計画の中を見ても、そう予算的な動きはないのですけれども、そこら辺の考え方を。これは大綱質疑ですので、考え方で結構です。細かいことは委員会でもしてもらいますので、考え方をお聞きしたいと思います。

もう1点が18、19ページです。予定貸借対照表ということで平成26年度分ですね。このところなのですけれども、私が気になるのは、有形固定資産の器械備品のところが、前年度の予定貸借対照表よりも大分減っている。きのう確認しましたら、私は器械購入ができなかったのかと思ったら、器械購入は予定どおりということなのでその関係ではないのですが、ここは大分落ちている。したがって、私が一番心配するのは、この中での流動資産と流動負債の関係です。これを見ますと負債のほうが多いということになりまして、平成26年度のこのところだけを単純に見ますと、また資金不足になるかなというところが懸念されます。そこら辺の対応なり、こういう理由で大丈夫なのだということとか、私の勘違いがありましたら正していただきたいと思っておりますけれども、その2点をお願いいたします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 まず、病院再編移行段階の職員の関係でございますが、病院事業としましては、4月、5月の通常の今までとほぼ同じ状況、それから6月から10月、大和病院から一部透析等のスタッフが市立病院に来る。11月以降は、市民病院と大和病院、暫定の市立病院が市民病院に移行してきますが、それら職員数を見積もりまして、それぞれの段階で職員の給与費の計算をしているということですし、暫定的な市立病院については市立病院のほうでということになるかと思っております。

それから、ご指摘のとおり、平成26年度の貸借対照表で流動資産マイナス流動負債が若干マイナスになる、1,500万円前後だと思っておりますがこれにつきましては、これは予算の作業ですので12月段階でちょっと厳しく見積もっておりますけれども、12月以降、非常に入院が、再編の影響もあると思っておりますが、非常に多くなっておりまして、収入が増えてきております。1月だけでもおおむね2,000万円前後の収支で改善しているというようなことがございます。1月は前年度比、入院患者が870人増えておりますし、12月は312人増えておりますし、2月も560人ぐらい増えているということで、そういうことを勘案しますと、絶対とは申し上げられませんが、若干プラスに転じるというふうに思っておりますし、最終的に若干の資金不足が生ずるとすれば、財政と協議をして、その分をやりくりするということになるかと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 今後の見通しの中で、何千万円かぐらいの資金不足で、そしてまた診療体制といいますか何とかプラスマイナスというところであればいいのですけれども、私が先ほど言いましたように、18 ページ、19 ページのこの貸借対照表を見ますと、そこには今後の動きというのが反映されていないかもしれませんが、これを見ますと、流動負債と流動資産の差が2億4,300万円あります。そこら辺も考慮してというか、含めて今ほどの答弁で、大体、若干——本当に若干ぐらいの差で収まるというふうなことなのか。というのは、平成27年度も起債の限度額を設定しているわけなので、資金不足になるとまた起債ができないということでまたうまくありませんので、その辺をもう一度お願いいたします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 ちょっと説明が不足しまして申しわけありませんでした。単純に流動資産から流動負債を引きますとそういう形になるのですが、会計制度が変わったということがありまして、企業債とか負債のほうの企業債引当金は、プラスマイナスのときに計算をしなくてよいということになっております。先ほど説明をさせていただきましたようにそれらを勘案しますと、この段階での資金不足は1,500万円程度になるようになっておりますが、先ほど説明させていただいたように、12月から収支の改善もありますので、ここは何かいけるのではないかとというふうに考えております。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市民病院のほうはわかるのですけれども、大和病院の事業用地、あるいは基幹病院の事業用地の売却がなっているのですけれども、このいただいた資料と数字が合わないのです。どういう形で何平米売って、幾らでという形の資料がないと。そして簿価、実際の売却代金、そういう形が資料として示されるべきではないかと思えます。

それから土地について、この図面を見ますとどういった利用計画なのかという、要するにゆきぐに大和病院の駐車場はどこになるのかとか、使い方とかそういった総体的な部分が全然説明されないで予算化されているというあたりも、私はちょっといかなものかというふうに感じます。その点をお聞きしたいということと、新年度予算がこうして発表された中で、診療科目等はいろいろ情報はいただくのですけれども、実際どういった医師体制になって、そして診療科がメインはこうでとか、あるいはサブでこうだとか、そういった形の計画というのが示されて初めてこういった予算になるのかというような感じが私はするのですけれども、その点はいかがでしょうか。

ちょっと戻りますけれども、売却の問題について、あるいは取り壊し等の問題については、当初から基幹病院があそこに来たことによって生ずる仕事は、県の責任でやるというあたりが踏襲されているかどうか非常に見えませんので、その辺がわかっての審査にされればと思いましたのでお聞きしておきたいと思えます。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 それでは、売却のほうからご説明を申し上げたいと思えます。この土地売却につきましては、遡ること4年前だと思うのですが、県とのいろいろ移譲の交渉の中で

出てきた問題でございます。特に新潟県におきましては今までですと、議員はご承知のことと思うのですが、箱物をつくる場合には市町村がただで提供して、逆に売るときにはきっちり売るといのがどうも新潟県の姿勢でずっと参ったわけでございます。

当然ですが、移譲の交渉の中では、大和病院の敷地を寄附してねというのがまず初めにきたわけでございますけれども、私どもにつきましては、とてもそれではだめだということです。逆に返せば、今回の売却費は大和病院の改修費もちょっと含んでおりますが、そういうお金をでは県は別に出せるのかといとなかなか出せないという中で、県の財政部当局を入れまして話した中で、買わないのを買うような格好の枠組みをつくって、そこで何とかしてくれというのができました。

確かにこの土地を買うという問題につきましては、非常に魚沼市さん側から、売るのが全くないわけでございますので、どうも南魚沼市だけ得しているというような批判も浴びながらここまで至ったわけでございます。そういう大きな流れがございます。

あと、単価の交渉はこれからということでございますが、今の見積もりでいきますと、1平米当たり2万2,400円、これは不動産鑑定士を入れた中の見積もりでございますが、恐らくそれになるのであろうということで、予算の見積もりをさせていただきました。したがって、その1万6,000円——図面を配付してあったと思うのですが——図面といいますか、ここの3ページ目に書いてございます1万6,492.11平方メートルを掛けますと、県の用地費ですが、3億7,000万円弱という形でございます。でございますして、簿価を引くと、予算書の実施計画の中に出ておりますが、3条、4条の予算が3億5,000万円弱、3億4,900万円ぐらい計上しているかと思えます。実際はそのお金を使って、病院会計に溶け込むわけでございますので、どこに充てるというのはもう我々の考え方なのですが、極力南魚沼市民病院の整備費、それからこれから生ずるであろう、ゆきぐに大和病院の修繕費、通常の修繕で行う範囲でございますが、当然11月1日からに合わせまして、恐らく8月ごろからはもう若干ずつ修繕といいますか、工事といいますかに入っていかなければだめかなというところがございますので、その分に充ててあるということでございます。

経過はそのような中でございまして、あと利用計画でございますが、当然一つの敷地の中に2つ病院があるというのは、全国に確かないと思っております。隣というのは、恐らく新潟市民病院と猫山宮尾病院でしょうか、近くというのはあるのですが、そういうのは全国初だと思っております。連携を大事にということで、渡り廊下までできたということでございます。当然駐車場につきましては、患者さんを優先して、患者さんの部分は共有でいかにざるを得ないだろうということで今、話をしておりますし、当然患者が不便を感じない一番近場の部分を患者用にすることでございます。職員につきましては、若干まだ最後の整備ができない、という状況でございます。

それから、大和病院の取り壊しでございますが、当初、特別委員会にもお示ししましたように北棟だけを残すというような計画でございましたが、まあまあ、医療展開する中で病院側の医師が若干それでは足りないということで、残す分が増えてきたということでござい

す。したがいまして、駐車場の台数にして 100 台ちょっとぐらいが当初よりも少なくなるのかということで、これからどういうふうに手当をしていくのかということで今、協議を始めているところでございますが、そのような状況でございます。

したがいまして、当然でございますが、渡り廊下が象徴されるような魚沼基幹病院とゆきぐに大和病院は連携の中で、一次から三次を、介護も含めましてきちんとあの敷地で担うというのが基本でございますので、そこに駐車場に壁を建てて「こっちからこっちは俺だ、むこうはあんただ」という関係ではなくて、敷地の中で一次から三次で、介護も、八色園まで含めると福祉も含めて一体としてやっていくというのが、一番の理念だと思っておりますので、その中から出た発想でございます。以上でございます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 2つの病院の診療科といいますか、それを見込んでの予算編成かということであったかと思いますが、予算編成のベースはあくまで現在の大和病院がありまして、それが2つの市民・市立病院に分かれて運営をしていくということでございます。新しい市民病院につきましては、外科系整形外科等々が中心になって、それに内科をプラスしていくということですし、新大和病院については内科系を中心にとということで、現在の常勤医の先生方を中心に、一部それにプラスされる見込みのところを含めて計算をしております。

それから、そのほか非常勤の先生方も大勢おいでいただいておりますが、そちらにつきましても4月、5月、それから6月以降、11月以降といろいろ変遷といいますか、段階がありますので、それらを見込みながら、今、先生方とも調整をさせていただいてそちらについては最終段階に入っています。それらを勘案してという予算ですので、ある程度想定した診療科を見ながら予算編成をしております。

ただ、一部流動的なところが当然ございまして、患者の流れなんかもそうなのですが、相手がありますので相対的にならざるを得ないということです。患者数につきましては、県立六日町病院の患者数の過去のもの、それから現在の大和病院の患者数を勘案して、それを患者数の流れを想定して計算をしているということで、根拠に基づいて計算した内容でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 大綱ですので細部には触れませんが、今、後段の医師体制の問題、これは当然、もう半年後ですよ。ほぼ半年後にはもう稼働するわけでありまして。そうすると今かかっている患者さんが、例えば大和の方であれば今度はどういうかかり方をすればいいのか。要するに医師が、整形外科医が主として市民病院に行くということになると、そこに行くということになると大変だと、どうなのかと。こういうような意見を言う方々が出始めています。ですから、大和はどの医者が残るのかとか、そういうことがあらかじめ市民サービスとしてきちんとしていないと、何をやっているのだろうという話になってしまいます。あらかじめ我々がわかっているの審査をしたいというふうに思うところでございます。

前段の土地利用についての駐車場共用という部分については精神がわかりましたので、そ

れはオッケーです。

あとは、売却の鑑定という問題と、今度は予算ですので簿価との絡みが出ると思うのです。何とか買収益とかそういう形になっているような感じですが、実際どういった状況が考えられるのか。私は基幹病院の本棟が建っている部分は、職員駐車場とかという形だったのですが、あそこは医療施設を購入するという形で取得して、当時一反歩 2,000 万円そこそこでというような形の、まだまだバブルというか地上げ中のときの、まだ治まらないときの取得でありました。その辺が心配なもので、病院財産としてどういう形になっているのか。いや、一般財産なのだから、その辺をひとつお聞きしておきたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 大和病院と、それから6月から5か月間やります市立病院、これの診療科目はもう既に委員会で全部示してあるとおります。どの先生がいくかというのは、今調整していますけれども、診療科目はそうになっています。そして大和地域の皆さんは特にですけれども、大和に今までいっていたけどなくなる、11月から今度はどうするのだと、こういう話ですけれど、それは今も基幹病院の先生方がもう説明していますが、どうぞ、基幹病院を使ってくださいと。そして、逆紹介もあり得ますよ、ということをやっているわけです。

何か、いつもこう思うのですけれども、言っていたことが全然伝わっていないという、どうも、私が疑り深いのかどうなのか。ほとんど説明し尽くしていると思っているのです。ですので、その辺はもう一度、ひとつご確認をいただきたいと思っております。

それから、土地は簿価以下で売るなんてことはございませんので、間違いなく簿価以上。それが幾らだというのはちょっと余り……。簿価以上ですので、損失は出ないということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1点お願いいたします。きのうの説明の中で、70億円という数字が出てきたものですからびっくりしたわけではありますが、けさほど机の上にこの明細が上がっていました。少しは納得しまして、7億からの県の負担があるということでありました。しかしながら、なるほど土地に関しては2億4,000万円、これは県に売ったものだから、コストに入れなくてもいいだろうというようなふうに私には見えますよ。建設コストに入れなくてもいいからというふうに私には見えたのですけれども、実質のところを見ると70億ではなくて63億くらいになるでしょうけれども、これが一般的に言われていた公立病院で、1ベッド当たり3,500万円程度という大体の目安があったわけでありまして、これをざっと計算しますと4,400万。1,000万円近く1ベッド当たりの建設コストが上回っているわけでありまして、これが昨年聞いた話だと、稼働率8割、80%を維持できれば採算は維持できるだろうと、こういう答弁があったわけでありまして、私はやはりこれだと随分コスト高の投資なわけでありまして、この80%稼働率、これで本当に損益分岐点が確保できるのか疑問に思うわけですが、この辺はいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 我々も 100%、80%以上の稼働だということを言い切れるわけではありませんけれども、そこを目指してやっていくということでもあります。コスト高という部分については、これはもう否めない、そういうことだと思っています。病院の建設の際に、先生方のご意見等は非常に重要視をさせていただいて入れてありますので、一般的に 3,500 万円とかという部分よりはコスト高であろうとは思っております。新しい病院が開院をして3年から5年——3年ぐらいでしょうか、機器の減価償却が非常に短くて早いものですから、この間はなかなか厳しいということで試算をしながら、そう遅くない時期には黒字化になっていけるだろうという予測をしたところでもあります。これはあくまでも予測であります。100%これで大丈夫だということは言い切れるわけではありませんが、先生方も非常にそういう面では目標を持って頑張っていただくということですし、新しい市民病院のほうの院長も非常に優秀な方が内定をしておりますので、それらについては大いに期待しているところであります。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 過去の引きずりを持ち出すわけでもありませんが、累積赤字が 18 億円計上されております。先ごろ、各家庭にこういう医療再編整備についてのパンフレットが配られました。3回に分けて説明をしていくというような冒頭の書き出しだったわけですが、非常にコストの高い投資になったというようなこと、これはきっちりと市民にはされていただけのわけでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 市民の皆さん方は、当然ですけれども、この病院にどのくらいかけて、どうだというそれはベッド数で割れば簡単にお金が出るわけです。それが高いか安いかわからない部分について、我々が特に非常に高い病院になりましたなんていうことを、いちいちコメントする必要はないと思っております。このくらいかかりましたということは当然出ます。議会の皆さんにもそれは説明しているわけですから。高いと言って出したり、安いと言って出したから、何の効果があるか。全くないわけでありまして、とにかく医療をきちんと、かかりつけ医も含めてそういうことで役割分担をしながらやっていく上での病院ですから、どうぞ皆さんご利用ください——と言うもの本来病院はおかしいのですね。

ですから、そういうことですので、特にその内容はちゃんと話しますよ。内容は話しますが、普通の病院に比べて高い病院になった、安い病院になったなんてところまで我々がいちいちコメントをする——コメントといいますか、つけ加えてご説明申し上げるということではないような気がしています。

当然、これくらいかかりました、ベッド数が 140 ですから幾ら、それはわかるわけですから。そして公立病院であるということも、これは一般的にはご理解いただかなければなりません。赤字だからやらないという、そういうことではないわけですので、その辺も含めて市民の皆さん方から変な疑念を持たれないような説明はきちんとしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 非常に高価な投資であった、それが良い悪いをここで言うつもりはありませんが、大事に活用していかなければならないこと、全くそうですよ。それで、名医は患者が育てるといのように、確かこれは講演会である有識者が言っておられたことでありますけれども、我々市民としても、本当にこれだけの立派な病院を構えるわけでありますから、本当に上手に使っていかなければならない。お医者さんの立場もよく理解しながら。そういうようなことを私はきちんと伝えていってほしいと思っています。

そして、確かにこれは公立病院ですから、採算のことを言うつもりはありません。しかしながら、これがなかなか収支が収まらなければ、それこそさっきの市長の答弁にもありましたとおり、一般会計からの持ち出しも、今までどおりみなければならぬわけであります。市民サービスへのそういう影響も出てくるわけでありますから、本当に大事に使おう、上手に使おう、健康のために生かしていこうと、こういうことはしっかりと伝えていただきたい。そのことは要望しておきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっています第 13 号議案は、社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いします。

○議 長 日程第 3、第 14 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 14 号議案についてご説明を申し上げます。本案は平成 26 年度の人事院勧告の平成 27 年度部分、一般職の給料表減額改定に伴い、特別職も改定すべきとの市長からの指示によりまして、市長、副市長の給料月額を一般職のこのたびの減額率、最大幅でございます 4% に準じて引き下げる改正及び初日の総文の委員長の所管事務報告にもございました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育長が常勤特別職として教育委員会の長となることなど、教育委員会制度の変更に伴う所要の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、議案資料の新旧対照表でご説明させていただきますので、3 ページをお開きいただきたいと思います。上段の 1 条関係でございますが、市長、副市長の給料月額の減額改正でございます。市長で 4% 相当、3 万 3,800 円引き下げの 80 万 9,500 円、副市長で同じく 4% 相当の 2 万 5,800 円引き下げの 61 万 8,900 円に改めたいものでございます。

下段でございますが第 2 条関係は、先ほど申し上げました教育長に関する部分でございます。改正法の中では「新教育長」といういい方をしております。その新教育長は、市長が議会の同意を得て任命する常勤特別職となりますので、本条例における常勤特別職の給料規定

に加え、教育委員の報酬月額を規定しております別表第2から、教育委員長を削除するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、ただいまご説明申し上げました内容の改正文は、第1条、2条に記載のとおりでございます。

めくっていただきまして2ページをご覧いただきたいと思います。附則でございますが、本改正条例を本年4月1日施行させていただきたいものでございますが、2項で改正法によります新教育長の改正条例第2条の規定につきましては、改正法の経過措置を適用いたしまして、現教育長の任期中平成28年12月となっておりますが、その間については適用しないこととする経過措置を規定させていただいております。

なお、ご存じのことでございますが、議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ特別職報酬等審議会の意見を聞く旨の手續が条例上定められております。先の2月4日に審議会の開催をお願いいたしまして、先ほど申し上げました内容を諮問した結果、審議会のほう、全会一致で諮問のとおりとする答申をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 両方確認のようなもので2点お願いいたしますけれども、3ページです。これは新旧対照表ですのでいいといえいいのですけれども、数字の間違いです。現行のほうの中段あたりに、別表第1の2条関係、市長、副市長がありますけれども、これは改正後の金額があがってしまっていますよね、きっと。間違いであれば間違いで、上の金額が降りてくるのでしょから、それはそれでいいのですけれどもそれが1点。

もう1点ですけれども、ここはちょっとお聞きしたいのですが、特別職の審議会にかけたということで、特別職の皆さん、報酬が高いと思われるので減額で諮問をしたわけで、それは私どもがどうこう言うことでもないのですが、ただ、その基準にするところですよ。それについて、一般の職員の皆さんであれば県の人事委員会を参考にしながらというのは、私は今、根拠がない中では理解ができるのですけれども、特別職の皆さんが、何か例えば財政的に困難な状況に陥ったとか、そういうときにはないときに、職員の人勧によって上下するというのは、非常にいいのかというような気持ちも半分あるのです。それが一番説得力があるかという気もする反面、ではその年々によって特別職の皆さんを上下するというのは、ちょっとおかしいかなというところなので、そこの考え方だけお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 この常勤特別職について、今、議員がおっしゃったように、その職員の給与の変動に連動させるのはいかなものかということでありますが、私たちが今まではずっと職員の人事院勧告の内容に沿って、常勤特別職も含めて連動してまいりました。昨年の11

月の臨時議会でも、簡単に言うと手当ですね、これの月数がちょっと増えたと、これも職員と同じでありまして、そういうふうになってまいりました。今回もいろいろ動きがあったわけですが、職員が給与が下がるというときに、常勤の特別職が、我々はそのままでということは、私はこれはいかななものかと思っております。上がる時は上げないというのは、これは別にいたしまして。

ですので、今回は先ほど部長が話をしましたように、これは常勤の特別職についてはやるべきだと。その後はまだ言いません、次の議案になりますので。ですので、そういうことでやっていますが、ではそれが良いか悪いかと言われれば、これはちょっとわかりません。ですので、何とかいろいろ工夫もまたしていかなければならないという思いは持っていますけれども、今現在はそういうことでやらせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 審議会に諮問をしてと、聞くところによるとその都度審議会は任命して、審議していただくと、こういうような話です。どういった方々が何人で、というあたりが我々はわかりませんが、そういうのは公表できるのかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず最初のあれですが、その都度任命という形は、条例の中で定められている部分でございます。今回の報酬等審議会のほうでの委員さんは6名でございます、六日町の商工会長さん、魚沼みなみの組合長さん、男女共同参画の議長さんほか、大和地域、六日町地域、塩沢地域の行政区長さんの代表の方をお願いをしたところでございます。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 14 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 11 時 20 分といたします。

〔午前 11 時 11 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前 11 時 20 分]

○議 長 総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長 またお時間を拝借して恐縮でございます。ただいまの佐藤議員の質問の中で、第 14 号議案の新旧対照表、現行のほうの額が違っているのではないかとというのがありました。こういう改正の方式ですと、1つの改正条例の中に2つの条例を改正する改正条例を提案させていただいているわけなのですが、法制システム上は二段ロケット式とかということで、まず1条で市長、副市長の給与を減額しております。2条ではそれを受けていきますので、改正後の額が入るといって形になっております。間違いではございませんので、訂正のほうはちょっとやめておいていただきたいと思いますかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議 長 日程第 4、第 15 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 15 号議案についてご説明申し上げます。議案の 3 ページ、議案資料の新旧対照表をご覧くださいと存じます。ただいまご決定いただきました第 14 号議案で常勤特別職の給料月額、市長、副市長でございますが、4%相当引き下げということに準じまして、議員の皆さんの報酬月額を、議長さんで現行 39 万 9,200 円から、同じく 4%相当 1 万 6,000 円の引き下げで、38 万 3,200 円とさせていただきたいものでございます。以下同様に副議長さん、常任委員長さん、議会運営委員長さん、議員さんにつきましても記載のよう引き下げさせていただきたいものでございます。

議案の 1 ページに戻っていただきまして、ただいまご説明申し上げました内容の改正文は記載のとおりでございます。下段のほう、附則といたしましては、本改正条例を本年の 4 月 1 日から施行させていただきたいものでございます。なお、特別職報酬等審議会の答申等につきましては、前議案で申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 市長にお伺いをいたしますが、今、説明のあったように、人勧に基づいてということで、特別職に準じて引き下げをというふうな話があったわけですが、まず第 1 点目として、この人勧に基づいて今後もやっていかれるのか。また、対市長比率ということも聞いておったわけですが、その辺の基準といいますか、それらを今後どうやっていくのか。また議員報酬に対して、これが妥当なのかどうか、その辺も含めて市長にお聞かせを願いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 議員の皆さんの報酬については、人勸に基づいているわけではないわけがあります。長対比率ということで合併以来やってまいりましたので、一応私の給与が下がる、それに基づいて新給与の中で一般議員については大体 35%でしたか、そういうことで今まで上がるときも下がるときもそうしてきましたので、今回もそういう形で提案をさせていただいた。妥当か否かというのは、これはなかなか私どもが妥当だとか、いや妥当でないとかと言う立場にはないと思っております。今回、皆さん方の報酬を4%下げるということについては、まさに私の気持ちの中もじくじたるものがありまして、おおげさにいえば「泣いて馬謖を斬る」という、そのくらいであります。

本来私の思いは、議員の皆さんの報酬が長対比率でいいのかということ、ずっと念頭にありました。しからば、どういう基準を設けてどうするのだということ、今まで議論したことがございません。今回こういうことも発生しましたので、改めて報酬等審議員の皆さんになるのかは別にして、識者の方からご意見を伺って、本来、議員の報酬はどうあるべきか、何を基準にするのか。基準というものがないと、やはり大体このくらいでいだろうなんていうことにはなりませんので。

そうすると、我々もやはりそうなのです。大体、合併のときに、人口規模とか、あるいは周辺市町村の状況とかを勘案して、当時私の給与も決めていただいたわけでありまして。その辺も含めてです、総合的にどうあるべきかということはきちんと、まさに諮問ということになりましょうか、させていただいて——人勸というのはほとんど毎年あるわけでありまして。それが出るときに常に上下するという部分は、私は本来避けていかなければならないと思っておりますので、その辺をこれからきちんと検討させていただきたいなど、これは思っております。

その結果がどうなるかというのは、まだ我々もわかりませんので、今が妥当なのか、いや安いのか、あるいは高いのか。この辺は私たちが今ここで予断をもって申し上げることはできませんけれども、冒頭申し上げましたように、非常に苦渋の決断であったということはご理解いただければと思っております。そんな状況です。

○議 長 14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 今の話はわかりましたけれども、ということは平成27年度中にそういったことを議論させていただいて、平成28年度から反映させるという考え方なのでしょうか、その辺のことをお聞かせ願います。

○議 長 市長。

○市 長 反映をいつからさせるかというこのことも、我々がここでそれが出たから平成28年度からと言い切れるのか、あるいは改選時というふうに言い切れるのか、これはちょっとまだ私もわかりません。さっき触れましたように、議員の皆さんの部分だけであれば、また私は私なりの考え方を述べますけれども、これは我々特別職から出てきている問題であります。そういうことも含めてやるということになりますと、では簡単に、平成28年からや

りますよということを、今ここで申し上げられるかどうかというのはちょっとわかりません。けれども、それは委員の皆さん方のお話の中で、本来はこれでいいのかという問いかけをしているわけですから、いいよとか、悪いよとか、ではどうすべきだとか出るわけです。それは出れば極力迅速に対応していくというのは、我々の務めであろうと思っております。けれども、そこまで平成28年からやるのかと言われても、ここで皆さん方に平成28年からやりますということをお約束できる状況ではない。委員の皆さん方のご意見もございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○黒滝松男君 終わります。

○議長 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 この議員の報酬については、今市長のほうから聞かせていただきました。対市長比もあるのだと。そうしたら、それはそれでいいのですが、議長、副議長、議員、これは1つのルールとかそういったものがあって、審議委員会で諮られておりますが、その辺はまた審議の内容の中に出てきておるのですか、その辺をお聞かせください。

○議長 長 市長。

○市長 当然、議員の皆さん方の報酬が長対比率で例えば35%。大体今は35%なので。では、委員長さんはどのくらい上乘せするのか、正副議長はどうするのかというのは、これも大体そういう中で出てきていますから、当然全部見直しの対象になる。見直しできるかどうかというのはちょっとわかりませんが、見直しの対象にはなる。ですから、1回全部ゼロにして、本当にこれでいいのか、そこから始まるわけですので、議員の皆さん方に意見聴衆といいますか、参考人とか、あるいは資料を提出とか、そういうことを求められるかもわかりません。

本来、議員報酬が生活給がそこに入るのか否か、このこともやはり含めて根本的な解決をしていかなければならないと思っております。必ずこのままですと、また近い将来、上がる、下がる、そのたびにこの繰り返しではとても、議員の皆さんもそうでしょうし、我々もそれにしょっちゅう対応していくというのは非常に難しいことがありますので、その辺はそういうことも含めて、賢明な市民の代表の皆さん方にご意見を伺ってみたいと思っております。

○議長 長 6番・佐藤剛君。

○佐藤剛君 このたびの私ども議員の報酬につきましては、審議会をとおしての結果ですので、これはきちんと真摯に受け止めなければならないというふうな気持ちもあるのですが、ただ1つにつきましては、先ほど議員報酬は人勧によっているわけではないということなのですが、元々の対市長比率ですか、市長のほうの人勧によれば、対市長比率もそれに沿った形で動くわけなので、たどっていくとやはり人勧ということになるわけでありまして。それで、非常勤特別職のそういうところはいいのかというところも簡単には結論が出ませんが、そこら辺もやはり今後審議、検討するという中に1つ含めてもらいたいという点。

それと、ほかのところの審議会の出し方ですね。どんな形で出しているのか私は全然わ

かりませんけれども、例えば今回人勧によってこうだから、こういうふうになりますよというふうな形で審議会に出せば、審議会の皆さん、むしろ根拠がないわけですので、ああがいい、こうがいいというのがなかなか出ないと思います。審議会の出し方といいますか、そこら辺も総合的に含めて、今回こういう機会ですので検討をしていただきたいというふうに思います。ちょっと要望的なことになりましたけれども、そこら辺の考え方がありましたらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 根本的に我々の報酬も、決定のときが人勧に基づいているものでありません。上がり下がりはその年々の部分の中で、職員に出た人勧に応じてやっていた。しかし、特殊な条件の場合はみずから審議会にはかけないで提案をして、給与を下げてくださいということもあります。皆さん方もご協力いただいたわけです。そういうことがあるわけです。

ですから、我々の特別職の給与というのは、本来人勧に基づいているものではない。ですから、当然ですけど議会の皆さん方の報酬も人勧に基づくものではないという、これはまずご理解いただきたいのです。そこから始まらないと。じゃあ、我々の給与は何で決まったのかと言われれば、別に人勧でも何でもないので。その報酬審議会で決めていただいたわけですから、そういうことです。ですので、人勧とは一切連動——もとが連動していませんから、それは上げ下げのときは、職員がそうだから我々もそうしようとかそういうことはやってきましたけれども、何らそこに根拠があったということではありませんので、今回ある程度、報酬等について根拠性を持たせるような形をやっていかなければならないと思っております。

それから、諮問ですけれども、我々は今までは一応我々のほうで原案をつくって、これでいいですかという形で諮問しているわけです。しかし、今回の状況を、ほかのところは下げないとかいろいろありましたので伺ってみましたら、ほとんど白紙諮問だそうです。じゃあ、白紙でどういうことができるのだろうといいますと、大体现状維持ですね、大体。大きな経済の変動があれば、下げろ上げろということは言っていますけれども、今、県内の市町村はほとんど現状です。

ですから、本当にでは白紙でいいかと。これは白紙だということになりますと、またなかなか委員の皆さん方も、もともとどう議論すればいいのだということになります。諮問するほうは白紙ですから、何ら答えることはないわけでどうですかと。ですので、その辺もまあどういふものか。いろいろ疑問点がいっぱい出てきますので、法律的なことは別にいたしまして、そういう専門的なご意見もある程度伺いながら、今の報酬等については議論していただかなくてはならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 報酬ということですので非常にデリケートなところがあるのですが、今まで市長のお話を聞いていたりした中で、我々の報酬については人事院勧告には連動しないという話だと思います。であれば、多分うちの報酬審議会にこういうことで出すよと、それに

については議員の皆さんどういう思いがあるかと、やはりそこがあって出していただかないと、なかなか私どもも審議会に市長のほうから諮問が出て、審議会の方がこういうふうに答申してきたから、あなたたちこうだよと、それだとお互いの気持ちのありどころがずれてしまうと思うのです。その辺がなぜ我々に前段としてお話がなかったのか、そこら辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 私は一貫して、大きな政策的な部分とか重要な条例変更こういうものについては、当然、事前にご意見を伺うということはありませんでしたが、こと、こういうことに関して議員の皆さん方のご意見を伺って、では諮問委員会に諮問しますとか、そういうことは私の姿勢としてやってきていませんでした。今回も同じであります。

じゃあ、上げるときもそれでいいということになるのですね、上げるときも。ですからそれは、議員の皆さんはいろいろご不満もあるかもわかりませんが、やはり私の姿勢としては、そういうことまで事前に議員の皆さんのご意見を伺って、では意見が割れたときはどうするか。だから、それはひとつご理解をいただきたいと思っております。

出したからには私が責任を持って何とか成立させたいと思うわけです。否決されればそれで仕方ありません。この部分はそういう一種のルールですから、近づかない、離れないというこの空間ですから。それをご理解いただかないと、全部我々が出す議案について事前に相談がなかったとかといわれても、これは、はい、そうでしたというわけには、私はお答えするわけにはまいりませんので、これらがある意味正常な関係ではないかというふうに思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 十日町さんと諮問を出すときは議員と特別職が分かれているわけですよ、議員の給料は関係なく出ているのですけれども。その辺が特別職の皆さんは任期が終わるたびに退職金がおおりる、うちはないというのはわかってこの市議会に臨んで、市議会議員をやっているわけです。基本的なところが違いますし、国としては物価が上昇しているわけなので給料上げましょうというような政府の方針もある中で、こういうふうになってきているわけです。その辺は市長はどういうふうにお思いでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 デフレ脱却、賃金上昇ということを施策に掲げて国はやっていますけれども、今、人事院勧告というのは、民間と公務員の給与の格差を是正するというところでやっているわけです。別に景気に関係あるわけではないです。ですから、民間が大体平均このくらい、公務員はこのくらい、ここにちょっと格差があるから上げよう、下げようということをやっているわけです。ですので、それはそれですね。ですから、景気がいいとか悪いとかという問題ではないということが1つです。

それから、やり方はそれぞれ違っていると思うのです。私たちはさっき言いましたように、合併時から、あるいは私は六日町におりましたから合併以前から、議員の皆さん方の報酬と

いうときに、長対比率ということでずっとやってきました。ですので、今ここで議員の皆さんの報酬が下がるから、それは今回は別だなんてことは、それは私も提案者としてできることではありませんので、皆さん方にご理解いただきたいということでもあります。

ずっとやってきた慣例です、これは。ですので、どうなるかは別にして、これはやはりどこかで見直しをきちんとやっていかないと、また必ずそういう問題が出てきて、そのたびに相談があったの、ないの、条例を否決するの、可決するのなんていう騒ぎがあったのでは、これは大変ですから、議員の皆さん方からもある程度ご理解いただけるような、内容になるかどうかはわかりませんよ。我々も今度は予断を持って答申するわけではありませんから。どうしようということやるわけですから、それが出た時点で皆さん方にご報告いたしますけれども、そういう姿勢で今までやってきましたので、今回だけは例外だということは適用させていただかなかったということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今後、そこをまた切り離していくかどうかは、検討する考えがあるかどうか。今回までは慣例でやってきたわけですが、そのお考えはいかがでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 冒頭申し上げましたとおり、これでいいということではない。こういうことではなかなか将来的にも禍根を残す部分が出るという思いがありますので、1 回ゼロに全部戻して、長対比率とかそういうことは1 回抜いて、委員の皆さん方からご審議をいただいて、その結果を待ちたいということでもありますから、全く、全部見直そうということになります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点だけ手続上のことで確認させていただきたいのですが、その報酬審議会の皆さん6 名、本当に立派な方だと思っております。そういう場所に、私どもは後から県内の、市の、今の報酬の上げ下げ、あるいは順位、対首長比率、こういう表をいただきましたが、その報酬審議会の中にはこういう補助資料といいますか、それは提示されたのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 これはもう全て出してあります。県内 30 市町村の特別職、あるいは議員の皆さん方の、常勤特別職と議員の皆さん方の報酬について、どここの市はこうです、町はこうです、我々は今こうですと、全部資料として整えて出してあります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は午後 2 時といたします。

〔午前 11 時 44 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議 長 討論を行います

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 15 号議案 南魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり]

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 16 号議案 南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 16 号議案についてご説明を申し上げます。本案は、先の第 14 号議案を決定いただいたわけですが、改正条例の経過措置にありますように、改正法による新教育長に係る常勤特別職としての給与規定は、現行教育長の任期中は適用されませんので、このたびの市長、副市長の給料月額を引き下げに準じ、本条例に規定いたします現行教育長の給料月額を引き下げ及び改正法によります新教育長としての勤務時間、その他の勤務条件を規定する改正をお願いするものでございます。改正内容につきましては、議案資料、新旧対照表でご説明させていただきますので 3 ページをお願いいたします。

上段の第 1 条関係でございますが、市長の給料月額を引き下げに準じまして、教育長の給料月額を現行 58 万 5,800 円から 4%相当 2 万 3,500 円引き下げで、56 万 2,300 円とさせていただきますのでございます。

下段の第 2 条でございますが、改正法による新教育長が常勤特別職となりますことから、給与に関する規定も特別職の職員として規制されます。そういったことから、条例の題名から「教育委員会」及び「給与」の部分削除いたしまして、現行教育長に係る給料及び手当等に関する規定を削除するものでございます。

議案 1 ページに戻っていただきます。ただいまご説明申し上げました内容の改正文は、第 1 条、第 2 条に記載のとおりでございます。附則といたしましては、第 14 号議案と同様、現教育長の任期中には適用しないこととしまして、改正前の条例の規定が効力を有するとする経過措置を設定させていただいております。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 16 号議案 南魚沼市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 17 号議案 南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、次に第 17 号議案についてご説明申し上げます。議案の 1 ページでお願いしたいと思います。本案につきましても先にご決定いただきました市長、副市長の給料月額を引き下げに準じまして、第 1 条で水道事業管理者の給料月額を現行の 55 万 6,800 円から 4%相当 2 万 2,300 円を引き下げ、53 万 4,500 円としたいものでございます。

第 2 条では病院事業管理者の給料月額につきましても、同様に現行の 55 万 6,800 円から 4%相当 2 万 2,300 円を引き下げ、53 万 4,500 円としたいものでございます。

下段、附則といたしましては、本改正条例を本年 4 月 1 日から施行させていただきたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 17 号議案 南魚沼市水道事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 17 号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 18 号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 18 号議案についてご説明を申し上げます。本年は平成 26 年度の人事院勧告の平成 27 年度分、給与制度の総合的見直しということで、民間賃金の低い地域における官民の給与差の実情をより適切に反映するための見直し、50 歳代後半層の公務員給与が民間給与を上回っている状況を踏まえた給与水準の見直しに準拠いたしました改正及び一部先ほど来申し上げております新教育長に係る部分の改正をお願いするものでございます。

改正の主たる内容は、医師、歯科医師等に係る医療職 1 の給料表を除く引き下げ改定でございまして、そのほか単身赴任手当、地域手当、管理職特別勤務手当等の改定をお願いするものでございます。本日、お手元に A 4 版 1 枚もので第 18 号議案追加資料ということで、給与制度の総合的見直しに係る条例改正の概要というのを配付させていただいておりますので、それをお出しいただきたいと思っております。

それでは、改正内容につきまして今ほど申し上げました追加資料、それから 19 ページからの議案資料、新旧対照表でご説明申し上げたいと思っておりますので、それぞれをご覧いただきたいと思っております。まず第 1 条の 2 の部分でございまして、新旧対照表の中でございまして、本条例が適用される職員の定義でございまして、第 14、16 号議案でご説明申し上げましたところの、教育長の法改正に伴いまして現行、教育長に係る部分を削除させていただくものでございまして、この件につきましても現教育長の任期中は適用しないということで、経過措置を設けてあるものでございまして。

次の第 10 条の 2、単身赴任手当の改正でございまして、追加資料のほうを見ていただくと丸 2 になりますが、手当の月額基礎加算額の上限額につきまして、記載のように引き上げさせていただくものでございまして、引き上げにつきましては、後ほど申し上げます改正条例の附則で、段階的に引き上げることとする経過措置を規定しているところでございまして、平成 27 年度につきましては国に準拠しまして、上限額を規則で定めさせていただくこととしております。

なお、現在は当市の職員では当手当に該当する職員はございません。ただ、追加資料に記載のように、支給対象職員となる部分は記載のとおりでございまして。

次は10条の3、地域手当の改正でございます。このたびの給料改定が冒頭申し上げましたように、民間賃金の低い地域の実情を反映した引き下げ改定でありますことから、追加資料丸3になりますが、記載しているとおりの支給率につきまして上限を現行の100分の18から100分の20に引き上げるものでございます。ちなみに一番トップは、東京の特別区でございます。

なお、追加資料にこれも記載してあるところでございますが、本手当の支給割合についても段階的に引き上げるものとしておりまして、平成27年度につきましては先の単身赴任手当と同様、国に準拠することとしております。また、支給地区が拡大されまして新潟県では新潟市が新たに追加されたところであります。これによりまして、先日、特別会計の平成27年度予算で市長が申し上げましたが、後期高齢者医療広域連合の職員が平成27年度も継続されております。その職員につきましては支給対象となることとなるかと思っております。

めくっていただきまして新旧対照表の20ページをご覧くださいと思います。上段の16条の4、管理職員特別勤務手当の改正でございますが、追加資料では裏面のほうになります丸4のほうに記載をしております。改正内容といたしましては、当該手当の支給対象勤務を現行では休日週休日ということになっておりますが、それに加えまして平日の深夜、具体的には午前0時から午前5時までの勤務、おおむね災害等の緊急事態に際しての勤務となるかと思っておりますが、午前0時から午前5時までの勤務も手当の支給対象に加えるものでございます。支給額についてはこれも追加資料のほうに記載してあるところでございますが、規則で規定することとしております。当市では医師等の医療職1の給料表適用職員を除き、国に準拠した手当額としているところでございます。

次に下段でございますが、第17条3再任用職員の適用除外の改正でございます。これについては追加資料の裏面の丸5に記載がございました。正職員と同様に再任用職員についても単身手当を支給できるようにする改正をお願いするものでございます。

次の21ページの上段、これは本則いわゆる今の条例の附則の29項になります給与の減額に関する特例措置の改正でございますが、追加資料これは表面丸1の給料表の最後の行に記載しているところでございまして、55歳を超え給料表6級以上の職員の給料等の1.5%減額支給を規定しているところでございます。その部分につきまして現行では「当分の間」とされているものを、今後3年度間、「平成30年3月31日までの間」とするものでございます。

なお、現行の対象職員数は平成26年度現在で、医療職1の給料表を除くほかの部分の給料表で13人、ちなみに行政職1給料表職員は現行で9人が該当しているところでございます。

下段はこのたびの改正の主要部分でございます。別表第1給料表の改定でございます。追加資料は表面の丸1をご覧くださいと思います。改定の全般的な内容でございますと、各給料表とも国に準拠しまして平均で2%の引き下げ改定でございますが、1級、2級部分での初任給に係る号級については引き下げの改定は行わず、3級以上につきまして最大4%程度引き下げるものでございます。

現行の給料表の適用、行1になりますが、511人おりますが、今回の引き下げ改定に該当

するものが 355 人ということでございます。そのほか行政職 1 の 5 級、6 級、課長給料ということになります。それから公安職の 6 級これは当市では消防職が適用になりまして、消防長が該当になるかと思えます。その 2 つの給料表につきまして、40 歳代、50 歳代前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保という観点から、号級の増設を勧告しておりまして、これにつきましても国に準拠しまして、それぞれの級に 8 号級を増設しております。

なお、今回の減額経過措置につきましても国の規定に準拠いたしまして、平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間の減給補償を実施させていただくこととしております。先ほど行政職適用対象職員は 355 人が今回の減額対象になると申し上げましたが、全員がこの減給補償いわゆる現在の給料より現額が下がった場合は、3 年間は現在の給料部分を補償するというところでございますが、全員がこの減給補償の対象でございまして、このたびの減額改定に係る影響額を給料額のみで単純に試算いたしますと、減給補償がなかった場合、年額で 5,700 万円、月にいたしますと 480 万円ほどの削減という格好になります。

ただ、この減給補償がございまして、今ほどの部分が即生じるのではなくて、次の昇給時、来年の 1 月になります。そこにいきますと、今もらっている給料を上回った場合、今の減額された給料にしかいきませんので、段階的にこの減額が生じてくるということになります。

以上、ご説明申し上げました本一部条例改正の内容の改正文は、議案の 1 ページから給料表、全部この 17 ページに記載のとおりでございます。17 ページをお開きいただきたいと思えます。附則といたしまして、1 項は本改正条例を本年 4 月 1 日から施行させていただきたいものでございます。2 項では冒頭申し上げました改正法による新教育長に係る部分の規定の経過措置を、それから 3 から 7 項は先ほど申し上げました減給補償と本改正条例の適用に係る経過措置を規定しております。8 項では単身赴任手当の改正に係る経過措置を、9 項は 3 項から 8 項までの経過措置の具体的内容、限度額とかを定める部分でございまして、その定めについて規則に委任をするものでございます。長くなりましたが説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この条例改正については、人事院勧告に従った給与改定に伴う手当等についての改正でありますけれども、国のほうからこういう部分が出てきたわけでありまして、前々から言われております手当の中で寒冷地手当というのが支給されているわけでありまして、この部分については、人事院勧告とは全く別の部分の手当でありますよね。こういう勧告がきたときに、じゃあその公務員の給料のあり方としてどうなのかという議論が、多分、担当課の中でなされたと思えます。そうしますと、昔では公務員の給料は安くて、まきや炭がないというところで手当を出されたというのが、寒冷地手当の始まりでありました。

また、市のこの給与体系に準じているという形態が、市内にもあるわけでありまして、そういうところからすれば、こういうような給与体系については、そろっと見直してもどうな

のだろうという意見もあるわけです。そうすると、この寒冷地手当というのを全くなしにした形で、新しい給与体系、ようは何級から始めるかと、何号にするかという部分を規定すれば済むことでありますけれども、そういうことを含めたような検討が部内でなされたと思えますけれども、なされていないならばそのお考えをお聞きしたいと思えます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 寒冷地手当につきましては勧告の対象でございまして、今回も勧告がなされました。級地が若干下がる部分でございまして、当市においては今までと変わらない級地のままでございましたので、今回の改正には含めてございません。

なお、今ほど言いましたように給与制度についての議論は、当市単独ではなく、県内全域でされているところでございますので申し添えます。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけ確認をさせていただきたいんですけれども、人勧の、ということで私はこの部分でいいんですけれども、わからないといいますか確認したいところが、20ページの3の(2)ですよね。1回につき8,500円を超えない範囲での規則で定める額ということですが、1回のカウントの仕方、深夜の0時から5時ですか、その間のカウントの、例えばそのところで0時を過ぎればそれで一回とカウントするのか、その時間内のその実務が必要なのかという、そのカウントの仕方だけ教えていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 本手当につきましては、今の午前0時から5時の部分はまた課長のほうで詳細な時間はあれしますが、6時間を超えた場合と下げる場合で、額を平日の場合は決めております。この0時から5時の部分についても、1回のカウントについて時間で対応する部分が出るかと思えます。もし、時間内容については——これも同じような形で半分以上とかいうのは時間が定めてあるわけでございます。今ちょっと私のところに数字がございませんので申しわけございません。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第18号議案 南魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 18 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 19 号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 19 号議案についてご説明申し上げます。議案の 3 ページ、議案資料の新旧対照表をお開きいただきたいと思えます。今回お願いする改正は、本条例の第 7 条でございまして、医療施設に勤務する職員に対しまして救急医療当番日に救急業務に従事するために、宿日直勤務を割り振られた場合等に支給いたします救急業務手当でございまして、基幹病院の開院に伴いまして県立六日町病院が閉院し、南魚沼市民病院の開院の間の移行期につきましては、県立病院施設を借用いたしまして市立六日町病院といたしまして、一般会計により市民の医療確保を行うこととしておりますことから、六日町病院に勤務する職員を加える改正をお願いするものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、今ほどご説明申し上げました内容の改正文は記載のとおりでございますし、附則といたしましては本年の 4 月 1 日から施行をさせていただきたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 19 号議案 南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 20 号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 20 号議案についてご説明を申し上げます。本案も先の第 18 号議案でご決定いただきました平成 26 年度の人事院勧告の平成 27 年度部分に準拠をした条例の一部改正

をお願いするものでございまして、一般職の任期付職員につきましても勧告部分の規定に準拠した改正、それと医療再編に係ります医療確保のための医師確保のための改正をお願いするものでございます。議案の3ページ、議案資料の新旧対照表でご説明いたしますのでお聞き願います。

まず、上段7条につきましては人勸関係でございます。本条例の2条1項には高度の専門的な知識、経験またはすぐれた識見を有する者につきまして、特定任期付職員ということでその特殊性、希少性から別途に給料表を設定しているところでございますが、その部分につきまして平均2%程度の引き上げ勧告がありまして、それに準拠いたしましてこの新旧対照表に現行、改正案のほうで記載しておりますように、引き下げをお願いするものでございます。当市での在職者は現在はございません。

下段の8条でございますが、南魚沼市職員の給与条例の適用除外等の改正でございます。医療再編に係る医師確保のための処遇改善といたしまして、任期付の短時間勤務職員として採用する際に、常勤の医師と同様に初任給の調整手当を支給できるようにしたいものでございまして、当該手当の除外を規定しております第9条の4の部分を適用除外規定から削除するものでございます。ちなみに初任給調整手当でございますが、10万円から45万円を初任給が決定した際に、医師の場合に加算するものでございます。

議案1ページに戻っていただきまして、今ほどのご説明申し上げました内容の改正文は記載のとおりでございまして、附則といたしましては本年4月1日から施行させていただきたいものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第20号議案 南魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 21 号議案 南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第 21 号議案についてご説明申し上げます。先ほどご決定いただきました南魚沼市職員給与等条例の一部改正条例でございますが、病院事業職員につきましては、公営企業法に規定する企業職員ということでございまして、職員給与等条例の適用が除外されておりますことから、別途今回改正をお願いしている部分の条例を定めることとしているわけですが、先ほど第 18 号議案でご決定いただきました改正規定を病院事業職員においても適用するために改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、議案の 3 ページ議案資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。上段の第 17 条でございますが、管理職員特別勤務手当に係る支給対象勤務の拡充を病院事業職員にも適用させるものでございます。

下段 28 条については、再任用職員についての単身赴任手当の支給につきましても、病院事業職員のほうに適用できるように、除外規定しております第 10 条を削除するものでございます。

なお、このほかにも先ほどご決定いただきました人勸にかかる改正規定はあるわけですが、水道事業職員についても公営企業における企業職員と規定されているわけですが、その規定の部分は市の職員の給与の種類による、市職員の給与を基準とする等と規定されておまして、別途条例等での改正は必要ないという部分でございます。

議案 1 ページに戻っていただきまして、今ほどのご説明申し上げました内容の改正文は、記載のとおりでございますし、附則といたしましては本年 4 月 1 日から施行させていただきたいものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 21 号議案 南魚沼市病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 21 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 22 号議案 南魚沼市部制条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、第 22 号議案につきましてご説明を申し上げます。本案は平成 27 年度に予定しております機構改革に伴う部制条例の改正をお願いするものでございます。改正内容でございますが、議案 3 ページ新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第 2 条の事務分掌の部分を改正する内容でございますが、国土調査業務につきましては来年度平成 27 年度から国土調査法 10 条第 2 項の規定に基づきまして、一括した地籍調査の委託、いわゆる 2 項委託を本格実施いたしますことから、業務執行体制を国土調査室から国土調査係に縮小いたしまして、県の担当部署が農林水産部であることに合わせまして、建設部から産業振興部農林課に編入させていただくこととしたものでございます。

つきましては、第 2 条に規定いたします事務分掌を建設部から産業振興部に移行し、移行に伴います各部の事務分掌を規定いたしますウ、アイウエオといった号の細分ずれを改正するものでございます。

1 ページに戻っていただきます。改正文は記載のとおりでございますし、附則といたしましては、本年 4 月 1 日から施行させていただきたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

26 番・若井達男君。

○若井達男君 1 点お伺いします。国土調査室から農林課の係になっている。これは南魚沼市が国土調査の進んでくる過程が、室の前が同じく農林課にいて国土調査係ということでやってきたわけです。そのとき担当職員が確か 2 名だったというふうに記憶しております。今回のこの改正で 2 項関係で、今度仕事の発注がどんどん出て行くわけですが、係のほうはどういった体制になりますか。国土調査係はそれはそれでいいんですが、その辺ひとつお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 現行体制から既に 1 名減じておるところですが、全部で 2 名を減らした体制で平成 27 年度はスタートする予定でございます。以上でございます。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 現行が室長を入れて 7 名。それで一部、1 名、今、そうすると 4 名ということになるんですか。5 名ということですか。まさに激変緩和という言葉でもないわけですが、余りにも一気に体制が変わったというようなことで、この 2 項関係が仕事の進捗が、ひとつ遅れることのないように。この前を申し上げて恐縮なんですけど、2 名有的时候には、全く

業務というのは——ただ、農林課の中に国土調査係というのが2名おっただけで、実際の実務は何もありませんでした。その辺はこれから、ましてこの六日町市街地の中心部に入ってくるわけですので、その辺は特段の配慮をひとつお願いしたいと思っています。

○議 長 総務部長。

○総務部長 執行事務所につきましても現行の室のままで対応することといたしておりますし、今ほど議員さんが言われたような業務の進捗に支障が出るような部分がないように、十分留意した中で進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 説明の中では県の担当部署が農林ということで、そちらのほうにかわったということですが、今の話の中にありましたように今度、国土調査の中心が市街地のほうに移るということになれば、建設部のほうが連携がとりやすいとか、そういう面も、私は個人的には考えられるんですけども、その辺そういうふうに市の中での連携の取り方とか、県とはいいんでしょうけれども市の中ではこれは支障ないのか、そこだけお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 そのところに関しましては、担当部署で十分協議の上、今回の移行をさせてもらっているところでございます。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第2号議案 南魚沼市部制条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第23号議案 南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは、第23号議案についてご説明を申し上げます。本案は市民の行政ニーズがどんどんと多様化していることに伴いまして、議会の政務活動も多様化しているというふうに存じております。つきましては、条例第3条に規定いたします議会の会派、または

議員に係る政務活動費の交付額の月額を、現行の1万円から1万2,000円とする改正をお願いするものでございます。

附則といたしましては、本改正条例を本年の4月1日から施行させていただきたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第23号議案 南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第13、第24号議案 南魚沼市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 第24号議案についてご説明を申し上げます。本案は先の第14号、第16号議案等に出てまいります法改正によります新教育長についての部分でございますが、新教育長は常勤特別職となるわけでございます。地方公務員法第4条の規定では、特別職の職員は法律に別に定めがある場合を除き、地方公務員法は適用されないとされているところでございます。

市長、副市長などの常勤特別職には、地方公務員法35条に規定する職務専念の義務は適用されないこととなっておりますが、議案1ページの第1条にありますように新教育長に係る改正法には、職務専念義務が規定されております。したがって、議案の第2条で新教育長に係る職務専念義務の免除について特例を規定する必要がございますことから、内容的には一般職の職員と同内容でございますが、条例を制定させていただくものでございます。

下段の附則といたしましては、1項で本改正条例の施行日を4月1日とさせていただきたいものでございますし、2項ではたびたび申し上げてございます新教育長に係る規定は、現

教育長の任期中は適用しないとする経過措置でございます。

説明は以上でございますがよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 24 号議案 南魚沼市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 25 号議案 南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 大変申しわけございませんが議案の訂正がございましたので、丸正の議案をご覧ください。第 25 号議案について提案理由のご説明を申し上げます。南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定についての経過でございますが、いじめの問題は心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという国民的な課題であり、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備する必要があったことから、平成 25 年 6 月にいじめ防止対策推進法が成立しました。

これを受けて新潟県は、本件におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、新潟県いじめ防止基本方針を策定し、市もこれを参酌し南魚沼市いじめ防止基本方針を策定し、全小中学校、総合支援学校において学校いじめ防止基本方針を平成 26 年 4 月より策定をいたしました。

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題であり、いじめに悩む児童生徒を救うため、学校、家庭、地域その他の関係者との連携のもとで、いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さないという意識でいじめ防止等に全力で取り組んできましたが、今議会にご提案をいたしました条例により、いじめ問題対策連絡協議会等を設置し、いじめ防止等の対策をより実効的に行いたいものでございます。

1 ページをご覧ください。第 2 条で南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、第 3 条で 1 として、いじめ防止等に係る関係機関等の相互の連絡調整—— 2 ページをご覧ください—— 2 としていじめの防止等に向けた関係機関等の取り組み状況に関する情報の共有。3 としていじめの防止等に向けた関係機関等のネットワークづくりについての協議及び相談窓口等の周知について協議し、第 4 条で連絡協議会員は 10 人以内としたいものでございます。

第 10 条で南魚沼市いじめ防止対策等に関する委員会を設置し—— 3 ページをご覧ください——第 11 条で南魚沼市教育委員会の諮問に応じ、1 としていじめ防止等のための対策に関する調査研究等を、2 として重大事態及び同種の事態に係る事実関係の調査を行います。

第 12 条で委員は 10 人以内としたいものでございます。

4 ページをご覧ください。南魚沼市いじめ防止対策等に関する委員会より調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態の対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同調査の結果について、第 17 条の南魚沼市いじめ問題調査委員会を設置し、市長の諮問に応じて必要な調査を行い、市長に答申または意見具申を行います。

説明は以上でございますがよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 ページ、3 ページともこの対策委員会において、第 4 条だと（4）にその他市長が必要と認める者と、有識者の後に書いてありますし、こっちでは教育委員会が必要と認める者と（7）では書いてあるんですけども、多分、こういう会議でいろいろされていてこういうふうにつくっていくわけですけども、やはり現場に近い年の方が一番そういう状況がわかるのかなと思います。ここに有識者と書いてありますけれども、その辺の人よりも若い人たちをどんどんこうやって入れていって、現状の把握等をしていったほうがいいかなと思います。その若いのが何でいいかというと、やっぱり考えが学生に近いというわけですね。今のいじめの中ではどうということが、やり方が、昔とは違うわけですので、そういうこともやっぱり踏まえた上でやっていていただきたいと思います。

全国でも非常にいじめの問題が多発しているわけで、本当に把握してこれを根絶しなければいけないのが目的だと思っていますので、その辺を念頭に置いてやっていただければと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 現在、考えております委員の皆さんは、民生児童委員の協議会の方、あと南魚沼警察署の方、あと地区の保護司会の方、あと中学校それから小学校の会長さんと、一応校長なんですけど、こちらが取りまとめるということでこちらを考えております。あと南魚沼児童相談所の方、あと青少年育成南魚沼市民会議の方、あと子ども若者育成支援センターそれから社会福祉協議会、あと南魚沼市の P T A 連絡協議会等の方を人選したいと考えております。

若い方からのご意見ということですが、校長のほうからそこら辺には十分若い人の意見を尊重して会に出ていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 いじめ問題に対して迅速に対応するというための国の制度改正と申しますか、それを受けての設置でありますけれども、川崎でも大変痛ましいことが起きました。要は学校現場でやっぱり学校の先生方がいかに速やかに対応できるかという部分が、ああいうような痛ましい事件を未然に防ぐということでもありますので。そうすると今回の連絡協議会であり、それから対策委員会であり非常に重要な会議でありますけれども、要は学校現場としていかに速やかに対応できるような体制を、南魚沼市がつくってあげるかということでもあります。そうすると、教育長の権限と申しますかそれがこれから大きくなっていくわけでもありますので、こういう制度改正を受けて教育長のほうは、いかに速やかに対応するよう体制づくりと申しますか、それについてのお考えをお聞きしたい。

○議 長 教育長。

○教育長 現体制でもかなり緊急に動ける体制ということで、今、教育委員会に2人いる管理指導主事と学校は連携しておりますが、全国のこのような状況を見るとまだまだ見えていない部分があります。我々はもう隙間なく見ているつもりであります。この辺のことをかんがみながら、今の体制のほかにこういう協議会等を設置し、さらに設置したことによって動きが鈍くなるということではなく、速やかに動ける体制を今まで以上にしたいというつもりがありますので、設置の条例に対する承認をよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 全くそのとおりであります。学校現場の先生方といかに連携をしながら速やかに対応をするかということが、一番大切な部分でありますので、さらに南魚沼市の教育委員会の底力を見せていただきたい。終わります。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 この委員会等々の設置に関する条例には、基本的になるほどなところがあるんですけれども、実際いじめ問題はかなり根が深い問題だというふうに思っております。事件が起こったりしてから、いじめはありましたというようなことをよく耳にしますけれども、実際にそのいじめというものがどのように認定されて、認定された場合にはいじめられているという人物をどうやって保護していくのかということも含めて、果たしてこの3つの協議会、委員会ですらそこら辺がカバーできるのか、それを目的としているのか、ということをお聞かせいただきたいのですけれども。

○議 長 教育部長。

○教育部長 法でいじめに関する事例があったら、学校長は教育機関のほうに報告をしなければいけないという義務が課せられておりますので、そこら辺については学校長が教諭のほうから事情聴取をして、速やかに報告していただけるような体制をとっていきたいという

ふうと考えております。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 はい、わかりました。それと同時にいじめられている人はかなり助けが必要だと思うので、助けを求める窓口等々の設置も委員会で協議いただければと思います。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 ちょっとお聞きしたいんですが、小中ですよ。小中のことをやるとありますけれど、やっぱり私が思うのが南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会ということになると、やっぱり県立高校とか県がやるんだというふうな認識かもしれないですけど、このタイトルだと私はやっぱり高校のこととかもどういうふうと考えておられるのかというのを、聞いてみたいですし、あとこちらの方から津南の中高一貫に通っている子だっているわけですよ。例えば津南のじゃあ中高でいじめがあったなんて聞きませんが、そういう場合はどういうふうにしていくのかというのも聞いてみたいです。

要は連携について要は南魚沼だけでやっていくのか、またいでいるようなときはどうしていくのかとか、そこのところをお聞かせいただければと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 津南中等等に通っている子どもも南魚沼市の市民でございますので、ここは両教育委員会のほうで連絡を密にしてやってまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 新潟県でも同じようにこの協議会が設置されておりますから、高校は県立になっております。だから、2つの協議会が今、部長が言ったように、連携を密にし、県立の高校生であろううちの生徒もいるわけですから、こちらから情報を聞くということとしてはいきたいと思えます。

例えば前回、牧野議員から言われた塩沢商工の子どもさんが駅で、その後どうなったということについては、県ではなかなかこっちに情報をよこさないんですけども、私のほうは塩沢商工の校長先生に電話をして、その後の状況はどうなっているということを聞いてきました。そういうことを多分、県からなかなか働きかけがないとは思いますが、こちらから積極的に働きかけ、その経過として県からもこちらに働きかけが来るような関係づくりを今後していきたいというふうに思っております。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 先ほどの1番議員と同じになるんですが、窓口はなるべく広くして相談が来たら、それを例えば管轄が違うんだよというふうに押しつけないで、市に相談があったときには、しっかり市のほうでしていただければと思います。以上になります。

○議 長 8 番・山田 勝君。

○山田 勝君 ちょっと参考までに。こういう段階を踏んだ組織3段階とすると、ここ一、二年の実績からすると、どのようなレベルがどれくらい開かれるのか。もし、算定がありま

したらちょっとお知らせください。

それから、各委員さんがこういう形で任命されるんですけども、もし、非常に回数が増えるとなると負担感というのはどのように考えられていますか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 近年のいじめの発生件数でございますが、小学校ですと平成20年度が24件、平成21年度が13件、平成22年度が11件、平成23年度が8件、平成24年度が12件、平成25年度が11件、平成26年度が10件。それから中学校でいきますと、平成20年度が41件、平成21年度が53件、平成22年度が25件、平成23年度が20件、平成24年度が51件、平成25年度が52件ということになっておりまして、いずれも解決をして解決済みのものがほとんどでございます。

あと、委員の負担感ということでございますが、委員の負担感については、確かにそのたび、緊急に会議をするようなことはあろうかと思いますが、まずはいじめ防止対策ということが非常に重要な施策だということをご理解いただいて、ご協力をいただくというようなことをお願いをしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 そうしますと、最初というか連絡協議会レベルでほぼ済むという状況で済んでいると——はい、了解しました。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はさっき警察というメンバーの話がありましたが、それは当初開かれる連絡協議会なのか、この対策委員会どちらが先に開かれて、どちらがどういう形になるのかひとつ。警察をメンバーに入れるというところが、私はちょっと引かかるんですけども、その辺どちらの組織にも警察は入るのかどうかひとつお聞きします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 これは一番最初の段階の協議会から入っていただきたいということで、現在も南魚沼警察署の方から、子ども・若者育成支援センターの会議等には出てきていただきまして、今の非行の状況とかそういうものについてはお互い連絡を密にしておりますので、そこら辺については我々が捜査権がない部分がございますので、警察の方から来てそういう部分についてはお話をいただくということで、委員の中に入れていただきたいと、ということでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私の持論が間違ったら指導をいただきたいんですが、こういった事例が発生したときに、一番やっぱり学校だったら学校の中で対策を練ると思うのです。そして、これは悪質だなという形のときに、以前であると警察をお願いして相談をしながら、あるいは捜査までいったかどうかはともかくとして、そういった形をとったと思うんです。最初から警察を入れてということは、ある程度重症になった部分がこの協議会にかかるのかという、その辺の分け隔てがちよっと見えないもので、私なりにしゃべってしまいますが。

片や権力を持っている人、そして日常的に校外、社会で監視あるいは指導をしている、権力を持った警察であります。その人たちの情報を全て開示してくるものではありません。そうしますと、こちらは裸になって情報を出す、そして警察は情報を得るという形がそこに出ると、初期の対応ができる子どもそれが全て対象者という形で捜査対象というか、そういうふうに捉えられるということは、非常に問題があるのではないかというふうに私は感じるんですが。その点の考え方というのは、最近の状況はわかりませんが、教育自治とか、教育は市政からも独立したものだという行政からも独立したものだということの中で、非常にその辺が過去には難しい部分だなということがあったと思います。ひとつその点のお考えをきちんと聞いておきたいなというふうに思います。どうでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 確かに昔はそういうようなことがありましたが、結局そういう対応が遅くなるという部分がございます、現在では緊急の場合、やはり早めにその情報収集をして対応するということが非常に大事なものですから、今回のこの協議会の中にも警察の方から入っていただきたいと、こういうことでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は非常に危惧をしています。やっぱり、もう少し近隣の先生とか、あるいは保護者とかそういった方々で対応をきちっとしてしかるべきかというふうに思います。軽微なものはやっているんだからそれでいいんだという状況なのか、その辺がひとつ、どの程度のものからそういった形になるのか。軽微な情報も全てその協議会にかけて常に予備的な部分からも協議していくのかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 現在もいじめ……。あれは何ていう名前だったか私が議長の——協議会的なものをやっている、当然警察の方からおいでいただいて、結局警察の方は特定のことでなくて市内全般の犯罪の傾向だとか、それが年少化しているとか、例えば中学生がこういう事件を起こしたとか。特定の名前はあげませんよ、こういうことがあったとかそういう全般の情報を我々に教えていただくわけです。

我々は我々でそれぞれの所管の学校であれ、青少年問題協議会であれ、その委員の方が実はこういうことがあった、ああいうことがあった。これも特定なことは申し上げるところではないんですけども、そういう情報交換をしている場所というのを持っているんです。これは今度はきちんと例えば凶悪化するとか、大変な問題となるとなれば、それは調査委員会あるいは対策委員会にかけているということですから。通常、今までやってきていたことが条例化をきちんとして、そしてそれぞれの持ち分の中で情報交換をまずやるというのが協議会ですから、そう警察の権力の乱用だとか、あるいは特定なその個人情報的な部分のそれを犯すとか、そういうことについては全く心配はいらないというふうに考えております。重症化を防ぐというのが一番の目的でありますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 しばらくそういう現場から遠ざかっていますが、20年余り前に私も青少年育成会のほうにいまして、さまざまな事例を見てきたことがあります。教育長のさっきの答弁の中、説明の中で、全国的にみて我が市では少し対応が遅れている面もあるかもしれないというようなことがありましたけれども、具体的に他の自治体ではどの程度までその辺に踏み込んだ対応がなされているのか、ひとつ聞かせてください。

○議 長 教育長。

○教育長 私のほうで他の自治体と比べると遅れているという表現をしていなかったみたいだと思うのですが、遅れているということではないんですが、この協議会の設置等については、県内でも遅いほうです。もう昨年に済んでいるところがあって、この3月に設置するのは数自治体でもう県内でも多くの自治体がこの件については進んでいます。そういう意味で私は説明してはいないのですが、今の質問にお答えした中では、そういう部分について少し遅れ気味でございます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 私は18番議員とは違った意味で、具体的な、先般の本当に残虐な悲惨な事件があったわけでありますが、本当に難しいなと思っています。ちくられたから逆上してやっちゃったということがあるわけですし、その辺の警察との密な連携が、どう転ぶかわからない。そのことも、こう、さっきの話でありますれば具体的な名前とかそういうことは出さずに、この会議ですね、例えばでやっちゃうのか、もっと踏み込んだ場合にはどういうふうにそれをもっていくのか。少しその辺の連携が私はわからないものですから聞かせてください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 条例の中にも守秘義務というのがございますので、こちらを守っていただいて、子どもたちをいかに安全にするかということで協議をいただくということですので、秘密が漏れるというようなことは考えておりません。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1点参考までにお聞きしたいのですが、私も当時、相談電話の当番をしたことがありまして、相談電話がありました。あざ、あるいはまたリストカット、そんな子ども、それからその対象者。実際に電話の現場まで出向いていきました。今は携帯がある時代ですから、そういう個人的な電話での対応がしやすいと思いますけれども、現実にはどんな形でその辺が対応されているか少しお聞かせください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 学校に関してのラインだとかそういう電子的なデータについては、余りにもひどいといいますか、こういう部分については県のほうで業者のほうに委託をしてありまして、そういうものが出てきた段階で教育委員会のほうに報告が来るといったようなことになっています。一応今のところはそちらのほうをお願いをしているというようなことございま

す。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 25 号議案 南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで、先ほど 6 番議員の保留していた答弁に、総務課長から発言を求められておりますのでこれを許します。総務課長。

○総務課長 先ほどの佐藤議員のご質問の中で、管理職員特別勤務手当の深夜の勤務 1 回についての基準ということですが、国の通達では時間に関係なく、その時間内に勤務した場合にはそれを 1 回とカウントするというようになっております。ただ、深夜の中で災害対応というようなことになれば、そこで何回も 1 回帰ってまた出るということは基本的にはないかと思いますが、一応基準はそうなっております。以上です。

○議 長 日程第 15、第 26 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは第 26 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

条例の説明の前に、今議会におきまして子育て関連で 5 本の条例制定・改正を提案しております。そのうち制定が 3 本であります。第 26 号から第 28 号議案については条例の制定であります。この条例の制定につきましては、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連法案というのが成立しまして、本年平成 27 年 4 月 1 日に施行となるわけですけれども、これは子ども・子育て支援法、それから総合こども園法案の改正、それからこれらの関連法案、児童福祉法を含みます関連法の整備法の関係でございます。

これによりまして、子ども・子育てに関しますあらゆる基準を市の条例で定めなければならないということになっております。この関連 3 法の趣旨といいますのは、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い学校教育及

び保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るというものです。

また、今回制定します条例の制定及び関連条例の改正の基本的な考えであります。子ども・子育て支援法及び児童福祉法の規定によりまして、市町村が設置運営基準の条例を定めるに当たりましては、定める内容ごとに国が定める基準に従う。あるいは参酌して定めるといふことの規定がございます。この基準をどのように捉え、条例に規定するかにつきましては、昨年7月に設置しました南魚沼市子ども・子育て会議これをこれまで5回開催しまして検討を行ってまいりました。国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないと判断されることから、原則として国の基準に従うことといたしました。多数の従うべき基準、参酌すべき基準いずれも国の基準どおりとして条例案を作成しております。

それでは、前置きが長くなりまして恐縮ですが、条例案につきましてご説明申し上げます。本条例の放課後児童健全育成事業に関しましては、国が定める基準について原則として全て基準に従うということにしております。ただし、施行と同時に該当することが困難な2つの項目につきましては、期限を設けてそれまでに整備をすることというふうに考えております。基準の内容の主なものとしていたしましては、従事する職員の資格及び人数、専用区画の面積、一支援単位の構成児童数などでありまして、また、新制度での大きな変更点は、放課後児童健全育成事業の対象者を今までのおおむね10歳未満の児童から、おおむね小学校に就学している児童へと変更することとなっております。

それでは、条例の中身ですが、第1条は趣旨です。第2条から第4条では、本条例で定める基準これを最低基準として、その目的と向上すべきことを規定しております。

次の2ページ第5条は、事業の一般原則ですが、支援対象者を小学校児童で保護者が労働等により昼間家庭にいないものと、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図ることにより、健全な育成を図るように行うこと。その他、施設的环境等も規定しております。

それから同条の第6項及び第6条は、市独自の規定になりますけれども、第5条第6項では、事業の運営に当たっては南魚沼市暴力団排除条例に規定する暴力団関係を関与させないことを特に規定し、第6条では事業者の職員の一般的要件、第8条では知識及び技術の向上に努めるべきことを定めています。

次3ページをご覧くださいと思いますが、第9条では先ほど説明申し上げましたけれども、設備の基準について規定してありまして、特に第2項では専用区画の面積を児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上とすることを定めます。ただし、この基準では現行の施設で基準を満たさない場合が出てきますので、附則により平成31年度までの5年間、経過措置をとることとしたいというふうに考えています。

続く第10条では、放課後児童クラブの職員、支援員の人数を2人以上とすること及び資格の要件です。支援員の資格につきましては、第3項で各号のいずれかに該当するもので、都道府県知事が行う研修を修了したものと規定しておりますが、条例施行と同時に基準を満たす

ことができない恐れがあることから、これにつきましても5年間の経過措置を設け、修了することを予定しているものを含めることとしたいものであります。

それから4ページの第4項では、一支援単位の児童数いわゆる定員を40人以下とすることとしています。ただし、第9条第2項の規定と同様に、この基準では希望する児童に対応するための施設整備が伴わないことから、附則で平成31年度までの5年間、経過措置をとることといたします。

以下、第11条、12条項は一般的な条例に基づく内容となっております。それで、第6ページの中段、第18条、ちょっと飛びますけれども、開所時間及び日数等です。休日は1日8時間、休日以外では1日3時間、1年間で250日以上を基準に事業所ごとに定めることとしています。

以下、第19条から第21条の各条で、保護者、関係機関と密接な連絡をとりながら、相互に理解を得ながら事業を実施すること及び事故発生時の対応方法について規定しています。条例の主な内容は以上ですが、施行日を平成27年4月1日としたいものであります。経過措置としまして、2項及び3項で先ほど説明しました内容につきまして、平成32年3月31日まで猶予期間を設けたいものであります。

なお、施設設備の伴わない部分につきましては、5年間のうちに整備するというので、平成27年度以降、取り組んでまいりたいというふうに考えています。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 今、部長のほうから説明がございましたけれども、5年の経過措置をとるということでした。条例に基づきましてこういう部分で実際に、どれだけ今、現実に環境がこの今の条例に合わない部分が幾つできてきているのか。これに伴いましてもっと現実のこの部分をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいま放課後児童クラブ健全育成事業の関係ですけれども、放課後児童クラブの施設が16あります。そのうちNPO法人に委託しているものが13、それから浦佐認定こども園の中にあって、萌気会さんに委託しているものが1つ、それからあとは民間の保育園2か所があります。そのうち先ほど申し上げましたけれども、預かっている児童数に比べまして、逆に面積が足りないものが7か所ございます。7か所、今ある状態です。以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 7か所ということでございますけれども、現実に今度は保護者のほうではこの部分で小学校まで、在籍までということになりますと、かなり期待度も出てくるわけです、5年間の余地ができないという、それは待たなしという部分の現実が出てくるわけでございます。その中をどう乗り越えてきちっとしていこうとしているのか。その部分、も

っと具体性をもうちょっとお願いしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 平成 26 年度予算の中でも補正等でご説明申し上げましたし、平成 27 年度の予算の中でも措置する予定になっておりますが、まず 1 点は従来申し上げました浦佐認定こども園の中にある大空クラブにつきましても、新年度に新築すべく今、設計等に入っております。それから、北辰クラブ、北辰小学校にあるところにつきましても、増設の考えがありますし、六日町クラブにつきましても増設ということで考えております。そのほか順次、予算を獲得しながら拡充の方向で検討しております。

あと、学校施設を使わせていただくところもありますので、学校側との協議の中で、できるだけ効率的な運営ができるようお願いしているところで、順次拡充を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、今、予算を私も見させてもらいましたけれど、3 か所においてはそういう形で措置をするという具体性が出ておりますし、あと 4 か所に関しては今後やるということでございます。やはり私は、市長が言っている部分と、今度は市長の管轄になりますけれども、学校の中でやるというのがなかなか進まない部分があります。それに関して今後、大丈夫だということかこの 5 年間の措置以外にもっと期待して大丈夫だということ、保護者のほうは確信を持ってということか、安堵していいというふうにみなしてよろしいのでしょうか。それだけちょっと確認をさせてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 議員がおっしゃるように、対象年齢を拡充することによって利用者はまたさらに増えると思います。これで子ども・子育て会議のところにも提案を申し上げましたけれども、ニーズ調査等も実施して今後の推計を行っております。それに対応できるだけの施設を拡充する考えは持っておりますし、保護者の方につきましても希望者を——もちろん基準がございますので、全員の方が受けられるということではありませんけれども、希望がかなうようなことで対応していきたいというふうには思っております。それにはまた学校側との協力も必要になってきますので、依頼をお願いしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 単純なことですけれども、2 点だけお願いいたします。まずこの条例の条文のことですけれども、国のほうのそういう子育て 3 法を受けての条例ですので、条文はこういうふうにならざるを得ないと思うのですけれども、この条例は多分、中身は学童保育の件だと思う。だけれども、この条例を見て、私はすぐに学童保育のことかなというところにつながらなかった。市の条例ですので、本当はそういうふうに学童保育のことだとなつながらるようなのだと非常に私はありがたいのですけれども、その辺はやっぱりだめなんだなというところか、あったら教えていただきたい。

もう1点ですけれども、3ページの10条の3ですが、以下の「該当する者であって」というところは、その(1)から(4)番ですか、これはまあ国家資格ですので全国どこでも共通だと思えるのですけれども、その上に、「者であって、都道府県知事が行う研修の修了」ということがあります。これは一律の書き方をすればこうなんでしょうけれども、例えば新潟県——私たちのところも新潟県ですので、新潟県の研修なのか。それともどこかで研修を受けてこちらへ嫁いできて、そういう方でもいいのか。そういう意味で都道府県知事ということになっているのか、そこをお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 条例のタイトルにつきましては、特にそこまでは私ども正直なところ考えていなくて、国の基準といいますかそういったものをすぐに倣ったということでご了解いただきたいと思います。

それから2番目の資格につきましては、ご指摘のとおり県に限らず個々の都道府県で教員の資格を受けた者——それは広範囲に考えております。以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 対象が拡大されたということで、1年生から6年生ということが考えられるわけですけれども、小学生の段階における1年生と6年生というのは非常に体力的にも違います。体格的にも違います。そこで、今まで3年生・4年生レベルまでであれば、ある程度1年生と一緒にいられたわけですけれども、男の子なんかであれば動き回りたい5年生・6年生、それと小学校1年生の女の子だとすると、非常にこうギャップがあり過ぎて、実際に現場で、単純に算定面積があるにしても、同じ場所というのは非常にこれは困難をきわめると私は思います。そういった対策が考えられているのか、ちょっと考えがあれば伺いたいです。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 おっしゃるように1年生から6年生までは、5歳から6歳違うわけですので、ご指摘のとおり懸念される部分はありますし、現在、委託を請けておられるNPO法人の方々からの意見も、同じようなことで懸念する声を聞いています。基準がそうなっているからといって、その基準に該当する方は全部受け入れるという方針は変わりませんが、現場の声を聞きながらちょっとその辺は調整をさせていただく場合が、万一の場合はあるかもしれない。ただ、それでいいということではありませんので、まず施設の拡充、それから支援員の養成、対応方法の研修等で、できるだけ意に沿うような形で進めていきたいというふうには思っています。

すぐ具体的に画期的な方法が今あって、これがやればできるということではありませんけれども、考えられる方法としては、施設の拡充、それから先ほども申しあげました支援員の対応方法、それから受付時のその辺の調整ができればというふうなことで考えております。以上です。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 その点に関しては、ぜひそういったことを勘案していただきながら設計していただければと思います。その設計の中で一緒に言えばよかったですけれども、何か所か見させてもらおうと、あいている施設を使ったり、その後つくったところにしても、子どもたちがいるスペースと支援員さんがいるスペースが、どうもごっちゃになっている場面というか仕切りのない場面が結構見られるということで、支援員の方が休憩もできないという状況が発生しています。

もし、今後設計なり、改修なり、拡張なりされるようであれば、やはり仕切りをつくって支援員の方がちょっと休憩できるようなスペースも確保していただきながら、大勢の子どもたちと対応ができるようにしていただきたい。それは予防みたいになりましたけれども、ぜひ設計の中に考えてください。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 いつも問題になるのが、子育て支援課で学童保育、放課前はその子どもは学校、教育委員会、放課後は市民課、子育て支援課というところで、かなりネックがあるのかなというふうに私は現場を見て思うんですけども、学校施設の利用というのが国からも方針が出ています。そうした中で、例えば私は大崎小学校を主に見ているのですが、そこは非常に体育館の下、ピロティでやっているのですが、非常にピロティの下がそっくり土であります。一応駐車場ということになっています。そこでいくらかでも運動ができる。それでその上が体育館です。そして便所も一切その体育館の関係でそろっています。そうすると、学校の空き教室を使わなくてもそのピロティを利用することによって、かなりのことができるだろうと思います。その増築の設計をするに当たって、学校との折衝がなかなか難しいと、こういう事態があるように聞いています。

それこそ教育長の権限が強くなる、あるいは市長直轄というようなことになるというふうなことですけれども、こういった子育ての問題に絡めて、小学校、学校サイドとの関連というのは、非常にやっぱりもう少しスムーズな形であって、そして自分たちの子どもが放課後どう安心・安全でそこで過ごせて、それなりにまた関係が結ばれるかというあたりの教育効果等も考えると、分け隔ては私はないものだというふうに思うんです。その辺をかなりきちっとした詰め合わせをすることによって、担当課も学校教育課という形で整備方針も立てていかれるだろうし、そういうふうな感じが私はするのです。ぜひ、その努力をこの機会にやらないと、新たな建物が建って、除雪、雪踏みは保護者がやってくださいとこういう話になるんですよ。そういうのをひとつやっぱり……

○議 長 簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 新たな建物を建てるのは難しいですので、維持管理が大変です。そして増築も大変です。そういうことからしてみると、条例は条例としていいですが、非常に問題を含んでいるなというふうに思いますので、ぜひ担当課を一にできないかと。子どもに対してね。

それから、資格の問題については、これはやっぱり時間の問題、職員の拘束時間というの

が絡みまして非常に制約が多いです。かなりボランティア精神をもって時間のある方でないと、この職には就けないと私は思っています。ですから、その点を今後しっかりひとつ検討しないと、これは枠は広げた、人員は集めなければならない、要するにスタッフは集めなければならないというところで、大変な問題が起きるのではないかなと思います。その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 前段の部分だけお答え申し上げますけれども、まさに今、議員がおっしゃるとおりでありまして、学校側に融通がなさ過ぎます。校長先生が横っちょにあるトイレすら貸さないとかという話までしているなんて、そんなばかなことを言っていることであれば、前々から私はちょっと教育長のほうへ言っているんですけれども、じゃあ、放課後は市長が管理しますと。だから校長は別に管理しなくていいというぐらいのことは言っているんです。

ですから、当然もう空いているところを使うなんてことは、当たり前のことですから。しかも自分の学校で育てている子どもたちが主に使うわけです。それをもうちょっと先生方——いわゆる校長先生ですね、校長先生が頭を柔軟にしなければ、これはさっき言いましたようにちょっと強制発動でもして、じゃあ、いいと。もう、放課後はみんな先生は戻れと。いらないというぐらいのことをやろうと思っていますから、それは絶対にやらなければなりません。まさにばかげた話で、とんでもないことでもありますので、これについてはまた強く私のほうから話はさせていただきます。あとのことは……（何事か叫ぶ者あり）

課は、結局、国のほうの対応が変わらなくなかなか難しい部分があります。じゃあ、これをどっちにもっていくんだと。放課後を教育委員会にもっていけばまた制約が入りますね。それはそっくりこっちへということになると、今度は学校から離れるからそれは我々は知らないとか、それはありますので今はこの体制は特に——不便が若干はありますけれども、そう大きなあれが生じてはいませんので、できればやはり本当は一緒ですよ、これは。そう思っていますので、その辺をまた考えていかなければならないと思っています。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 支援員の資格等に関してですが、ご指摘のとおりかなり今後さらに厳しくなってくると思います。現状でもなかなか確保することが難しいというような部分がありますけれども、これは市の大切な事業として位置づけているわけですので、我々も積極的に支援しながら拡充を図るべく、取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 26 号議案 南魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 4 時といたします。

〔午後 3 時 42 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 4 時 00 分〕

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。
総務部長。

○総務部長 大変申しわけございません。先ほど 22 号議案のところ、26 番議員さん、若井議員さんの質問の中で、機構改革で国土調査室の人数がございました。たくさんお話しさせていただいたせいか引き算をちょっと間違えまして、今現在 1 名減っているということで 6 名から 2 名引きますので 4 名ということになりますので、おわびを申し上げて訂正させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議 長 日程第 16、第 27 号議案 南魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 27 号議案 南魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。本条例の制定につきましても、前回第 26 号でご説明申し上げました、子ども・子育て支援法の制定に伴いまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、これは厚生労働省令ですが、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされたことに伴いましてご提案をするものです。

この条例の題名にあります教育・保育施設とは、認定こども園、幼稚園及び保育園が該当し、特定地域型保育事業とは、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の 4 事業のことをいいます。それで、学校教育法、児童福祉法などに基づく認可基準及び市町村が条例で定める子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが必要になります。

新制度では学校教育法、児童福祉法、認定こども園法に基づく認可を受けることを前提に、施設事業者からの申請に基づき、市長が給付による財政支援の対象となることを確認した上で給付費を支払うこととなります。その確認のための基準として、各施設の利用定員、それから利用者負担、運営規定、職員の勤務体制の確保などが主なものでありまして、これを本条例で定めてあります。それでは議案により内容をご説明申し上げます。

まず第1条は趣旨です。子ども・子育て支援法の規定に基づき基準を定めることをうたっております。第2条で施設及び事業の運営に関する基準について定めております。そこで、本条例の作り方についてご説明いたしますが、この国の基準に基づきますと60項目以上の項目に従うことになるため、その項目全てについてここに規定しておりますと膨大になります。また、頻繁に行われる法改正等に基づく改正への対応のために、ご覧のように簡潔なものとしております。このため、法の規定による基準につきましては、平成26年内閣府で第39条、先ほど申し上げました国の基準に定めるところによるということにしたいものであります。

このうち、各施設の利用定員につきましては、特定教育・保育施設では、保育園、認定子ども園の利用定員は20人以上とし、保育の認定区分に応じて定員を定めること。一方、特定地域型保育事業では、家庭的保育が5人以下、小規模保育事業これはA、B、Cがありますけれども、それぞれ6人以上19人以下と、それから居宅訪問型保育事業は1人とするなどがあります。なお、当該基準の内容につきましては、別に要綱等を定めまして市民の周知を図るとともに、事業者、市の職員に徹底しながら、国等の改正に的確に対応すべく注意を払ってまいります。

それでは、続く第3条から第6条につきましては、市の独自の規定になりますけれども、先ほどもご説明申し上げましたけれども、第3条では市の暴力団排除条例に規定する暴力団関係に関与させないことを特に規定し、第4条では防犯及び事故防止に必要な措置を義務づけております。裏側の第5条では、非常災害に備えるための避難訓練等の実施を義務づけ、第6条で同じく非常災害に備えての食糧、飲料水の備蓄に努めるべく規定しております。

主な内容につきましては以上ですが、附則によりまして本条例の施行規則を平成27年4月1日としたいものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第27号議案 南魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 28 号議案 南魚沼市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 28 号議案 南魚沼市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。本日お配りしました丸正の議案をご覧くださいと思います。

本条例の制定につきましては、先ほど来、申し上げておりますけれども、子ども・子育て支援制度によりまして、待機児童の解消を目的に家庭的保育事業が市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけられたことに伴いまして、第 26 号議案で説明申し上げましたように、事業の設備及び運営に関する基準について国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で定めることとされたことに伴いまして、このたび提案するものです。

この条例の題名にあります家庭的保育事業等とは、先ほど説明申し上げましたけれども、家庭的保育事業、それから小規模保育事業、事業所内保育事業、それから居宅訪問型保育です。先ほど申し上げましたけれども、今回の法改正によりましてこれまで認可されていなかった部分も含めて、市長の認可によりまして事業として行うことができるという内容です。

本条例に関します国の定める基準、これも 56 項目ほどあります。全ての項目について国の基準に従うことといたしました。基準の主な内容としましては、こちらの事業主体、認可定員、職員数、職員資格、保育所等の運営に関する基準等であります。それでは議案により内容をご説明申し上げます。

この条例につきましても、第 2 条運営に関する基準、ここで国の基準、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の定めるところによりとしたいものであります。このことによりまして条例を簡潔にしております。第 3 条以降、第 7 条につきましては、第 27 号議案の条例案と同等の内容になっております。第 3 条では同じく暴力団に関する規定を定めております。第 4 条、第 5 条につきましては、防犯それから災害対応等の規定を定めております。

主な内容につきましては以上ですが、本条例の施行期日につきましても、平成 27 年 4 月 1 日としたいものであります。この条例につきましても要綱等を定め、市民に周知、それから職員、事業者、周知徹底する中で対応を図っていききたいというふうに考えております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 当市の保育の状態を見ますと、保育園等は定員を満たしていない状況かと思えます。そういうところが多いわけですがけれども、その中でこのような家庭的保育事業というのが、もし、これからどんどん申請が出てきた場合、市としてはどのような考えでおられるのかお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長　　ただいま定員を満たしていないということがありました。確かに施設によりましては、オーバーな部分、それから不足している部分があります。全体としては待機児童がないということで把握しております。また、超過する保育園等につきましては、申しわけありませんけれども保護者の方にご協力、ご理解をお願いしてほかに移ってもらうというような緊急措置をとっております。また、不足する部分については、施設の拡充等も図りながら対応していきたいと思っています。

ご質問の家庭的保育事業の実施者が出てきた場合ということにつきましては、私どもはこの基準によりまして、基準を満たす事業者につきましては、認可をしながら、当然、市の一元管理でございますので、市の中から委託ということで取り扱っていきますし、それらの調整も図りながら保育の質の向上等も図っていききたいというふうに思っております。以上です。

○議　　長　　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　　そうしますと、私が心配するのは、例えば今、保育のいろいろな施設の例えば個人名を出してあれですけども、塩沢だとかいろいろ今、編成を考えているわけがあります。そういう中で、市の方向性というものがきちんと見えてこない、なかなかこれから保育の充実、また保育士の充実そういう部分を考えてときに、果たして本当にいいのだろうかということを私は考えるわけです。その点もう一度ちょっと確認をお願いしたいと思えます。

○市　　長　　方向性が見えていないということをおっしゃいますけれども、もうずっと前から市立の保育園についての方向性は出しているわけでありまして。塩沢保育園、中保育園これをでき得れば統合して、そして公設民営で運営をしていってほしい。あと、大体そのとおりですよ。ほかの保育園は公設民営とかはやらないで、公立でやっていこうと、これはもうずっと一貫してそういう方向です。

ただ、中保育園との場合については、ちょっと地元の皆さんとの調整が、あのときは中保育園をやめてということがありましたので、そうではなくて、じゃあどうするんだと。中保育園のところにつくってもいいじゃないかといろいろありましたので、今、その調整をしているわけでありまして、保育行政については一貫をしてずっとそういう方針です。

今、この家庭的だとかいろいろ出てきました。これも今、部長が申しましたように市で管理をするわけですから、その需要のない部分について、どんどん、どんどんと認可をして、さあ、やってくださいということにはなっていないわけですので、その辺はきちんと管理をしながらやっていく。

できれば——こういう部分というのは、私はそうこの市内で出てくるとは思いませんけれども、ただ、遠隔地にどうしても通わなければならないなんていう部分が出たときに、じゃあ、この地域にそういうことをやろうというのが出てくれば、これは実情を勘案しながら、そこをきちんと認可をしていく。ですから、ケースバイケースということですのでよろしくお願いいたします。

○議　　長　　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　市長の今の言葉を聞いて安心しました。私はまだ知識不足、情報不足で大変恐縮でございますけれども、今、民間と私立がかなり手を挙げている部分があるわけでございますので、これはやはりこれから方向性をきちんとした中で、限られた財源の中で、どう子どもたちを守っていくかということ、やっぱり精査していただきたいと思えます。お願いして終わりたいと思えます。

○議　　長　　18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　先ほどの議案とも絡みますけれども、3条で暴力団の排除という形がうたわれております。これはどっちが上位かはちょっと本当に法律に詳しくなくてわからなくて申しわけないのですが、南魚沼市暴力団排除条例というのがあれば、ここに明記しなくてもいいのではないかという気が私はするんです。要するにこれは運営させてはならないという市の立場ですから。どうもこれが先ほどもそうですけれども、こういうことを書き添えなければならないということは、全ての条例、あるいは委託、指定管理等、全部これを書かなければならない。そうすると、じゃあ暴力団排除条例というのは何ぞやと、こういう話になるのですが、私の考え方が違っていれば教えていただきたいと思いました。どうでしょうか。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　この暴力団排除条例、これは概念的なものをきちんとうたっているわけでありまして、個々の施設とか運営とかなんていうことに、確か一切触れてはいないわけです。こういうことだからここには関与してはならないだとか、公の何とかというそういう部分があります。ですから、当然、確かこういうことになっていくと思います。暴力団排除条例というものを、もっときちんと細かく全部規定するようであればですけども、それもなかなか難しいわけです。ですので、こういう部分が出てくれば暴力団排除条例にも、この部分というのを入れながらやっていくということが、これからも出てくる可能性はたくさんあると思っております。

排除条例は本当に、コシヒカリの促進条例と大体似たような——似たようなと言ったら失礼ですけども、まあまあこの概念的な部分これをうたっているわけでありまして、そう事細かく規定はしておりませんので、そういうことになろうかと思えます。

○議　　長　　18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　私は、じゃあ、排除条例のほうに一筆入れたほうがもう少しわかりがよく、全ての判断にその暴力団条例があつて認可をする、指定をする、そういう形になるというような気がするんですけども、いかがでしょうか。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　この条例は暴力団排除条例より後に出ているわけです。ですから、当然先のこと、これからまだ何が出てくるかというのはちょっとわかりません。そういう中で、これはここを規定させねばならないとかそういうことが出てくるわけで、最初からもう10年、20年先を読んでこういうことがあるからこれを入れておこう、あれを入れておこうということには確かならないわけでありまして。そんなところでご理解をいただきたいと思っております。

す。

いずれ社会がもう 100%見通せるような状況になればそれはわかりませんが、なかなか時代の変遷といいますか移り変わりが激しいものですから、当初から想定をしてこれだ、あれだというのを置いて、じゃあ、そこにはいいののかとなってしまいますので、その部分はこういう形で対応させていただくことが適当だろうと思っております。情勢の中でそれはまた暴力団排除条例の見直しという部分も出てくるかも知れませんが、今のところはそういう状況であります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今回の市長の部分にちょっと補足をさせていただきます。要は契約段階で暴力団を排除するための根拠法として暴対法がございます。その暴対法の部分の規定を、条例でうちはそれにのっとってしていくという内容で、条例を制定しております。それですので、市長が先ほど申し上げましたように、条例自体は暴対法のように事細かな部分を規定してございません。

ただ、こういうふうには要は委託があったり、不動産の取引があったりする部分がございますが、それについてはそれを統括する、例えば財務契約書全体をする委託情報とかそういう中に、こういった形で規定をさせていただきます。暴対法についてはもう契約自体、委託とかを拒否する根拠は、暴対法にのっている部分ですよということを規定させていただいているものでございます。

ですので、こういうふうには他者が入ったときの委託なり、土地の売買契約なりの部分で、そういう部分に対応する方々については、うちのほうで契約を拒否するし、もし、そういう部分があったら解除するという根拠にする部分での規定でございます。補足させていただきますが、以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 28 号議案 南魚沼市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 28 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は、3月10日火曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。
大変ご苦労さまでした。

[午後4時19分]